

第2部 減災計画

第1章 計画の基本的考え方

第1節 計画の基本的考え方

1. 計画の基本理念

防災対策は、あらゆる災害に対して、被害を未然に防止することが目標であるが、災害の予測や被害の防止手法等に関して現状の科学水準では困難な面も多い。しかし、日頃から災害に対する備えを充実し、仮に災害が発生しても初動時から適切に対処することにより、被害を最小限に抑え減災を図ることが可能である。このため、市をはじめ、市民、事業所等は、それぞれの立場において日常及び災害時の役割を明らかにし、相互に連携して取り組むことが重要である。

平成28(2016)年4月に震度7を観測した熊本地震の発災以降、自治会や自主防災組織に限らず、地域のサークルや共同住宅等を単位とした講座や訓練等の機会が増加し、平成30年7月豪雨、令和元年房総半島台風、令和元年東日本台風など、各地で風水害が起き、地域住民のほか要配慮者利用施設を対象とした風水害に関する講座等の機会が増加するなど、災害の発生を契機に市民の防災意識が高まる傾向が見られ、自助、共助の重要性を再認識する機会となった。

令和2(2020)年4月に新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言が発出されて以降、実地を伴う訓練が縮小された一方でWEB等を用いた研修等が行われるなど、ITを活用した新たな手法が取り入れられ、今後、ITの活用が防災の様々な分野で大きな存在になっていくと考えられる。

地震や風水害、さらに感染症に伴う健康危機など、災害が発生するたびに新たに教訓を得る一方で新たな課題が生じ、防災に対するニーズが多様化する中で、市、市民、事業所等が防災意識の向上に努め、相互に連携・協力して防災対策に取り組む“仕組み”をつくり継続していくことが重要な課題となっている。これらのことから、この計画は、市、市民、事業所等が相互に連携・協力する防災コミュニティの形成を通して、災害を最小限に抑えることを基本理念とする。

2. 計画の期間

この計画は、令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5ヵ年計画とする。このうち、減災対策推進アクションプランの見直しの時期となる前期を2ヵ年、後期を3ヵ年として事業計画を策定し事業の推進に当たる。

3. 計画の構成

この計画は、「減災目標」を明らかにするとともに「部門別計画」(各章)及び「テーマ別計画」(各節)から構成する。

テーマ別計画は、「現状と課題」、「施策の方向」、「事業計画」から構成し、それぞれ次の目的や位置づけを有している。

「現状と課題」は、各節のテーマに関する市の現状と課題を整理したものであり、施策の根拠となるものである。

「施策の方向」は、現時点で考えられる各テーマに関する施策を整理したものであり、市、市民、事業所等が今後、取り組むべき方向を明らかにしたものである。

「事業計画」は、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間に実施する具体的な事業を明らかにすることにより、実効性を伴う計画とした。

なお、事業の実施は、各所管課が有する分野別計画の中で推進することとする。

4. 計画の推進

この計画は、市、市民、事業所等がそれぞれの立場で独自に防災対策を実施するとともに、相互に連携・協力しながら推進していく。また、本計画の推進にあたっては、施策や事業の進捗状況を定期的に把握・評価し、適時適切な見直しを図るものとする。

第2節 これまでの事業進捗状況の評価

1. 減災対策アクションプラン

減災対策を計画的に推進するため、平成29（2017）年6月に減災対策推進プロジェクトを立ち上げ、市職員で構成する減災対策庁内検討会を開催し、減災対策庁内検討会検討結果報告書により具体的な方策の取りまとめを行った。それを受け、防災安全課において「減災対策推進アクションプラン」を策定し、実施期間を5年間とする新たな減災対策事業を順次展開してきた。

特に、洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップを掲載した防災情報ブック「くにたちの災害対策」の全戸配布（平成30（2018）年度）、内水ハザードマップを含む新たな防災情報を掲載した市報特集号の発行（令和3（2021）年度）は市民への大きな啓発事業と言える。

■減災アクションプラン概要

く 来る前に地域を知って被害予測	に 逃げやすく駆けつけやすい道づくり	た 建物を火から守ろう内外で	ち 地域でのつながり持って助け合い
<ul style="list-style-type: none"> ○防災情報ブック作成事業 ○防災案内板設置更新事業 ○地区防災まちづくり推進事業 ○防災教育推進事業、防災力育成事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○沿道建物耐震化促進事業 ○家具転倒防止器具設置促進事業 ○老朽化ブロック塀等撤去助成事業 ○生垣助成制度拡充事業 ○狭あい道路拡幅整備事業 ○主要道路電柱地中化事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○感震ブレーカー設置促進事業 ○地域配備消火器設置事業 ○家庭用消火器配備促進事業 ○スタンドパイプ配備強化事業 ○消防署誘致 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難行動要支援者支援体制構築事業 ○地域における顔の見える関係づくり

2. その他の事業

減災対策推進アクションプランのほかにも、平成28(2016)年度から令和2(2020)年度までの5ヵ年の計画で減災のための事業を推進し、事業の進捗状況は次のとおりである。

(1) ハード面

避難所となる小中学校で校舎及び体育館すべての耐震改修工事が完了し、非構造部材の耐震補強を進めている。その他の防災上重要な公共建築物については耐震診断及び耐震改修工事が既に完了している。

また、民間建築物の耐震化は耐震診断及び耐震改修に助成を行い、耐震化を推進している。

都市計画道路の整備は、3・3・2号線及び3・4・5号線(府中市境)(都施行)がそれぞれ平成23(2011)年度及び平成25(2013)年度に事業認可を受けて事業実施中である。

緑地は、城山南土地区画整理事業によりハケ下沿いに緑地を確保したほか、下新田土地区画整理事業により水路沿いに緑地を確保した。

下水道管きょについては、平成21(2009)年度より工事が開始され耐震化が完了しているため、今後は「公共下水道ストックマネジメント基本計画」により、計画的かつ効率的に改築・更新を推進していく。

(2) ソフト面

震度7が2回観測された熊本地震以降、市民が求める出前講座や防災訓練に変化が生じた。避難所や災害時におけるトイレ対策、共同住宅に特化した防災講座など、より具体的で個別的内容を求めるものが多くなったほか、これまでの初期消火等を主とした防災訓練ではなく避難者受付、居室作成、避難所設備の確認など、避難所運営に特化した訓練を支援するようになった。

【事業内容】

マニュアル等の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の対応指針の作成 ・国立市災害時受援マニュアル ・国立市災害時保健活動マニュアル ・国立市災害時医療救護活動マニュアル
訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊を伴う避難所開設・運営訓練(平成29(2017)年度から・国立第五小学校) ・新型コロナウイルス感染症を加味した避難所開設訓練 ・国立市災害時保健活動マニュアルを基にした図上訓練 ・福祉避難所協定事業者との図上訓練 ・医療系防災訓練(市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、柔道整復師会等)
避難行動要支援者支援体制構築事業	<ul style="list-style-type: none"> ・計画に定める避難行動要支援者の対象範囲に基づき、避難行動要支援者の名簿を管理し、避難支援事業に活用していくためのシステムを平成30(2018)年度に導入した。

上記のとおり、市の災害対策に資する事業を推進してきたが、災害が起こるたびに生じる新たなニーズに十分な対策ができていないのが現状である。より実用的なものにするには継続的に訓練を実施していくとともに、新たな課題に対する災害対応の習熟、改善を図り、市職員のみならず市民の災害対応力を高めていくことが重要である。

第3節 被害想定からみた国立市の防災課題

市では、災対法に定義されている災害の要因として地震、風水害、鉄道事故や大規模火災等の大規模事故が予想されている。このうち、一定の被害想定がなされ、被害数量や危険区域等が示されている災害要因は地震と風水害であるため、この二つの災害要因による被害想定について、検討し防災課題を示す。

1. 地震災害

(1) 新たな被害想定

これまで市では、東日本大震災による教訓を踏まえ、東京都が平成24(2012)年5月に改定した「首都直下地震等による東京の被害想定」を防災計画のベースにしてきたが、令和4(2022)年5月に新被害想定が公表されたため、今後はこの新たな被害想定を計画策定のベースとしていく。

(2) 応急対策等の強化

新被害想定は、東日本大震災や平成28(2016)年熊本地震等、全国各地で発生した大規模地震において蓄積された最新の知見やデータ等を活用して精度向上を図っている。

国立市においては、前回の被害想定でも選定されている立川断層帯地震で対比すると例えば焼失棟数(冬・18時、風速8m/秒を条件とする。)は、前回の想定では3,143棟、今回は2,897棟となった。また、避難者数は、前回の想定は42,407人、新被害想定は24,190人であり、前回に比べ、想定される避難者数が大幅に軽減された。しかし、想定が軽減したことは、すなわち危機が取り除かれた結果としてではなく、被害想定精度向上によるものと考えられ、被害を過小評価し、対策をおろそかにしてはならない。

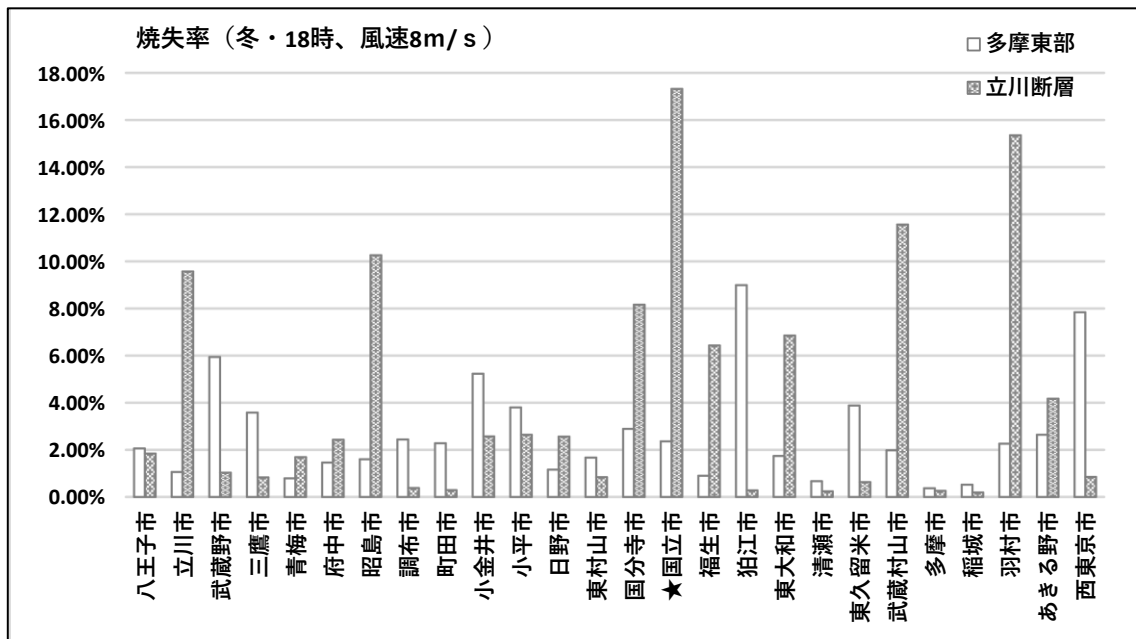
いざ、災害となれば、避難場所の確保や飲料水、食料、トイレ、医薬品等生活必需物資の調達、生活の拠点となる住宅の確保のほか、避難者だけではなく在宅避難者も含め被災者全員に多大な困難を強いることが予想される。よって、市の応急対応力をさらに強化させて、守りを固くしていくことが重要である。

(3) 火災の延焼を防止するまちづくりの展開

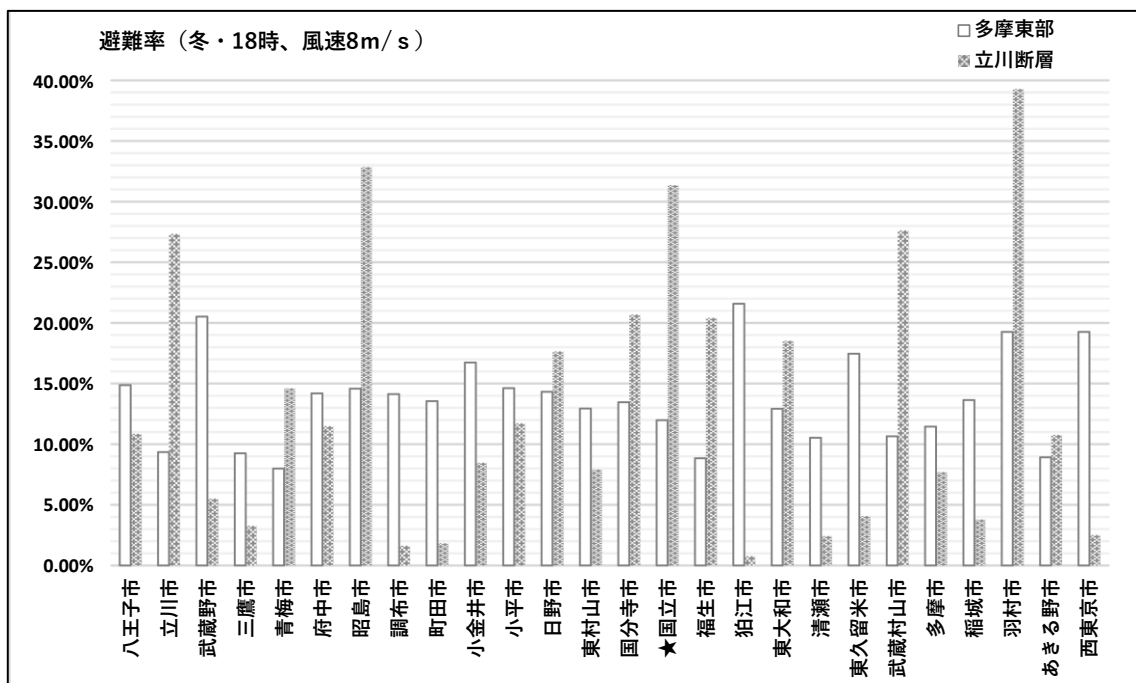
新被害想定における倒壊家屋を含む火災による焼失率(冬・18時、風速8m/秒を条件とする。)は、多摩東部直下地震では2.39%で最も割合が高い方から11番目となっているが、立川断層帯地震においては17.86%となり、前回の被害想定に引き続いて、多摩26市の中で最も高い割合となった。

火災の発生と延焼拡大に伴う数多くの住家焼失は、大量の避難者を発生させるとともに、被

災者への応急対策を困難なものとするのが予想される。このため、住家の耐震耐火化のさらなる促進、耐火構造物や公園等のオープンスペースから構成される延焼遮断帯等のインフラを整備していくことや、自治会等地域に協力を求めながら自主防災組織の増設や強化、市民の初期消火訓練等、日常から市民の防災意識や災害対応能力を向上させ、防災コミュニティを醸成していく等、各種の取り組みを充実させ、火災延焼を防止するまちづくりと発災時の応急対策を両輪として推進していかなければならない。



(「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」東京都防災会議 令和4年5月発行より作成)



(同上)

2. 風水害

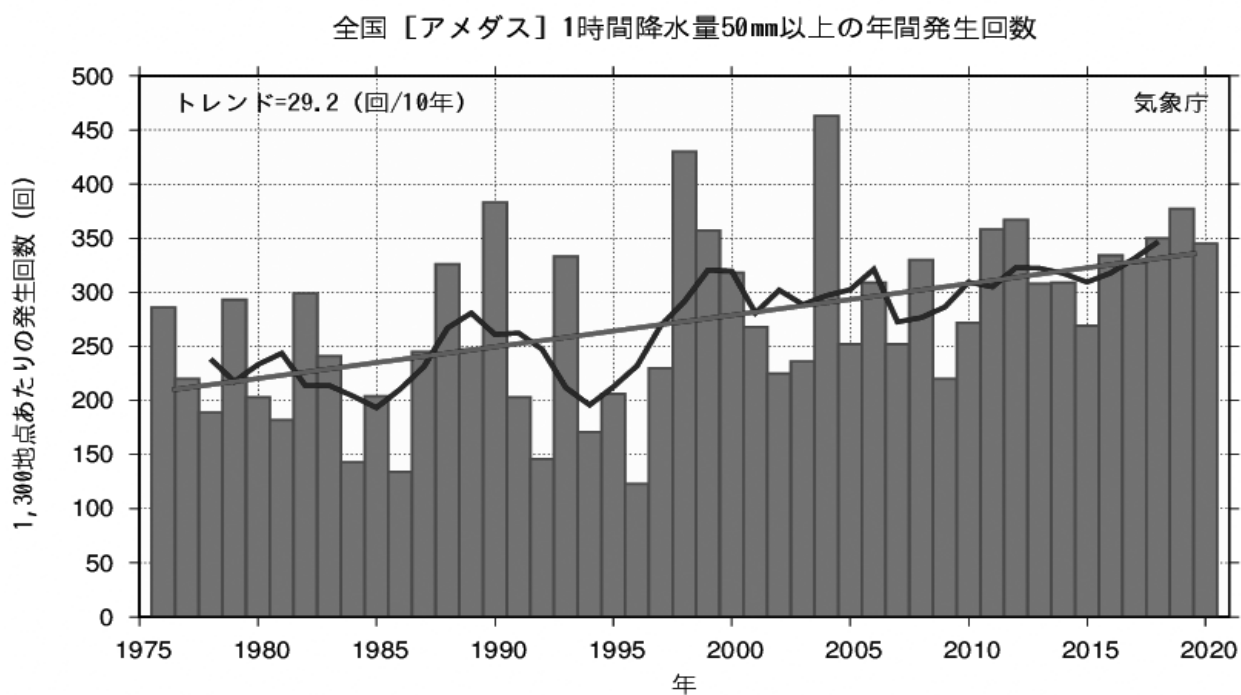
市において大規模な風水害は、明治時代以降に発生した記録は見当たらない。

しかし、近年では地球温暖化の影響によるものと思われる激しい降雨の発生が頻繁化しており、

気象庁データによる短時間強雨の発生回数の経年傾向を見ても、明らかにその回数は増加傾向にあるため、今後より一層、洪水や内水氾濫、土砂災害に注意を払う必要がある。

最近発生した風水害としては、東日本と東北地方の広い範囲で記録的な大雨や暴風をもたらした令和元年東日本台風による被害がある。令和元（2019）年10月12日午前4時、大雨警報が発令され、午前11時に多摩川日野橋の水位が水防団待機水位に達した。午後4時30分、災害対策本部は避難準備・高齢者等避難開始を発令。午後5時には、調布橋水位観測所で氾濫危険水位（警戒レベル4相当）に達した。その後も水位は上昇を続け（日野橋最大水位3.63m）、河川敷に出水、河川敷公園グラウンドの表土が流出し使用不能となる被害を受けた。また、内水による被害は、床上浸水1件、床下浸水1件だったが、下水道の排水樋管が逆流寸前となり内水氾濫の危険があった。避難者数は最大で午後9時に393名（推計）となった。

このように気象環境は予断を許さない状況にあると考えられ、気象予警報や土砂災害警戒情報等を踏まえた市民への適切な情報提供と迅速な避難誘導等が求められている。



(出典：気象庁HPより)

第2章 減災目標

本市の災害想定及び東京都地域防災計画との整合性を図り、次のとおり震災のための減災目標を定める。この減災目標は、この計画の期間（令和5（2023）年度～令和9（2027）年度）において達成する。

減災目標1 死傷者を半数以下にする

1-1 住宅の倒壊による死傷者を半数以下にする。

○立川断層帯地震（M7.4、冬・朝5時、風速8m/秒を条件とする。）が発災した場合の住宅倒壊や家具類の転倒を原因とする死傷者想定数652人を半数以下にする。

□住宅倒壊による死傷者を最大にする条件として「朝5時」を用いた。

□死傷者652人の内訳

死者49人、負傷者603人（内、建物被害560人、火災等・ブロック塀等43人）

■ 目標を達成するための主要な対策

（1）建築物の耐震化

- ①「国立市耐震改修促進計画」を進捗させ、住宅の耐震化を令和7（2025）年度までにおおむね完了させる。
- ②緊急輸送道路等沿道の建築物の耐震化を図る。
- ③リフォームに合わせた耐震改修を誘導する。
- ④分譲マンションの耐震診断助成を行う。
- ⑤耐震化に係る相談体制を整備する。
- ⑥安価で信頼できる耐震化工法・装置を普及する。

（2）家具類の転倒防止等

- ①家具類の転倒防止対策の実施率を現行の36.9%(*1)から75%にする。
- ②高齢者、しょうがいしゃ世帯への転倒防止器具取り付け事業を促進する。
- ③市報、市ホームページや訓練、出前講座等あらゆる機会を通じて普及啓発する。

(*1:第14回国立市市民意識調査結果より)

（3）ブロック塀等の倒壊防止

- ①老朽化ブロック塀撤去助成事業を普及する。
- ②生垣の設置補助事業を普及する。

（4）救出・救護体制の強化

- ①自主防災組織等の結成を働きかけ、地域防災力の向上を図る。

- ②消防署と協力して企業の防災対策を推進する。
- ③災害時における医療体制を強化する。

1-2 火災による死傷者を半数以下にする。

- 立川断層帯地震による火災（冬・18時、風速8m/秒を条件とする。）を原因とする死傷者想定数272人を半数以下にする。
 - 死傷者272人の内訳
死者57人、負傷者215人

■ 目標を達成するための対策

（1）建築物の不燃化、消防活動困難区域の解消

- ①木造密集市街地の不燃化を推進する。
- ②生活道路や防火水槽の整備により消防活動困難区域の解消を図る。
- ③幹線道路沿道の不燃化、公共施設の緑化を図り延焼遮断帯を形成する。

（2）緑・オープンスペースの確保

- ①街路樹、公園、農地、水路等を活用した災害に強い市街地を整備する。

（3）消防力の充実・強化

- ①消防団員の定員維持、資機材・装備の計画的な更新を図る。
- ②開発等に伴う防火水槽の整備、地域配備消火器の設置、スタンドパイプを配備する。

（4）市民・事業所等の出火防止と火災対応力の向上

- ①市民の防災意識を啓発し自主防災組織を現行の27団体から40団体にする。
- ②市民、地域、事業所等の出火防止対策及び初期消火活動を強化する。
- ③感震ブレーカーの設置を促進する。
- ④住宅用消火器の設置を促進する。

（5）救出・救護体制の強化（目標1-1（4）の再掲）

- ①自主防災組織等の結成を働きかけ、地域防災力の向上を図る。
- ②消防署と協力して企業の防災対策を推進する。
- ③災害時における医療体制を強化する。

1-3 風水害及び土砂災害による死傷者をゼロにする。

○浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内において、風水害及び土砂災害による死傷者をゼロにする。

■ 目標を達成するための対策

(1) 市民の適切な避難行動及び要配慮者の避難体制の確立

- ①内水氾濫危険判断基準（仮）を策定し、避難行動の発令基準を設ける。
- ②適切な避難行動のための普及啓発及びマイ・タイムラインの普及を図る。
- ③的確な情報収集及び適時適切な情報提供を実施する。

(2) 浸水想定区域内の効果的な雨水排水及び雨水貯留浸透の実施

- ①道路、公園緑地、公共施設、学校等の雨水排水及び雨水貯留浸透機能の向上を図る。
- ②農地、水路を保全し、雨水排水機能及び雨水貯留浸透機能の維持・向上を図る。
- ③公共施設や家屋等への浸水を防ぐために土のう用土砂供給ステーションや止水設備・雨水浸透貯留設備設置の普及を図る。

(3) 異常気象やヒートアイランド現象の緩和対策及び土砂災害防止対策の実施

- ①学校や団地、寺社等のエコロジカルネットワークの拠点となるまとまった緑の保全及び創出を図る。
- ②崖線樹林地の公有地化を推進するとともに樹木を適切に維持管理し緑を保全する。

(4) 多摩川流域の氾濫危険を回避するインフラ整備のための働きかけの強化

- ①多摩川上流・ダム流域の森林保全への協力・支援を実施する。
- ②多摩川流域の治水対策に係る各種協議体に積極的に参画する。

減災目標2 避難者を減少させる

2 住宅の倒壊や火災による避難者を減少させ、 ライフライン被害等に伴う避難者を早期に帰宅させる。

○立川断層帯地震（冬・18時、風速8m/秒を条件とする。）による住宅倒壊や火災に伴う避難者を減少させ、またライフライン被害に伴う避難者を早期に帰宅させる。

□想定避難者数 24,190人

■ 住宅倒壊や火災に伴う避難者を減少させる対策

- (1) 建築物の耐震化 (目標1-1(1)の再掲)
- (2) 建築物の不燃化、消火活動困難区域の解消 (目標1-2(1)(2)の再掲)
- (3) 消防力の充実・強化 (目標1-2(3)の再掲)
- (4) 市民、事業所等の出火防止対策と火災対応力の向上 (目標1-2(4)の再掲)

■ ライフライン被害等に伴う避難者を早期に帰宅させる対策

(1) 迅速な応急危険度判定の実施

- ①被災住宅の応急危険度判定を10日以内に完了させる。
- ②応急危険度判定員の登録を促進する。

(2) ライフラインの早期復旧

水道、電力、ガス等を早期に復旧するため、ライフライン復旧拠点の確保について協力する。
また、市が管理する公共下水道の早期復旧に努める。

(3) エレベーターの復旧

マンションの所有者とエレベーター保守管理会社が連携し、7日以内に復旧させる。

■ 市民・事業所等が行う避難者を出さないための対策

(1) 市民自らが行う対策

市民は自ら災害に備えて自己や家族に対し1人3日分の飲料水、食料の確保、必要な生活必需品を備えるよう努める。

(2) 事業所による従業員等の安全確保

東京都帰宅困難者対策条例に基づき、各事業所は、施設内への一時待機や3日間程度の滞在を可能とするよう食料・飲料水・毛布等の必需品の備蓄に努める。

(3) 地区防災計画等の策定による地域での対策

地域の居住者及び事業者等は、共同して行う防災活動に関する計画等を策定し、地区の防災活動を一層向上させる。

減災目標3 建物の倒壊・焼失棟数を減少させる

3 建物の耐震補強や出火予防、初期消火により倒壊・焼失棟数を減少させる。

○立川断層帯地震（冬・18時、風速8m/秒を条件とする。）の揺れによる建物の全壊は476棟、火災による焼失棟数は倒壊建物を含めて2,897棟となる。建築物の耐震化や地域の初期消火などにより、建物の倒壊及び焼失棟数を減少させる。

■ 目標を達成するための対策

- (1) 建築物の耐震化 (目標1-1(1)の再掲)
- (2) 建築物の不燃化、消火活動困難区域の解消 (目標1-2(1)(2)の再掲)
- (3) 消防力の充実・強化 (目標1-2(3)の再掲)
- (4) 市民、事業所等の出火防止対策と火災対応力の向上 (目標1-2(4)の再掲)
- (5) 地区防災計画等の推進による対策

地区防災計画等を策定し、推進するにあたり、建築物の耐震化や出火防止の意識啓発、初期消火能力の向上などを地域で取り組む。

第3章 安心なまちづくり

第1節 道路・橋りょうの整備

道路や橋りょうは、災害時には緊急車両の通行、物資の輸送、避難路、延焼遮断帯などの役割を果たすことが求められている。このため、必要な道路網の整備を推進することが必要である。また、橋りょうや横断歩道橋は、災害に伴う通行障害等の防止対策を推進する必要がある。

【現状と課題】

1 幹線道路等の整備

- ①災害時に緊急輸送道路等の機能を有する都市計画道路の整備率は約38%（令和3（2021）年度末）である。
- ②「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」によると、令和7（2025）年度までに市が施行する事業着手予定路線は、国立府中インターから市役所を結ぶ3・4・3号線、3・4・14号線、中央線の南北を結ぶ3・4・10号線、北地域で立川市と連絡する3・4・8号線及び南北幹線道路の3・3・15号線である。
- ③市が施行する事業着手路線の早期整備が必要とされるが、事業費の財政負担が大きい。
- ④都施行予定路線は、南北幹線道路の都市計画道路3・3・15号線、さくら通りを府中市から立川市までを結ぶ3・4・5号線である。なお、国道20号と東八道路とを結ぶ3・3・2号線は平成23（2011）年度に事業認可を受け、3・4・5号線の一部区間は平成25（2013）年度に事業認可を受けて事業実施中である。

2 生活道路の整備

- ①地域内の避難をはじめ、消防ポンプ車や救急車等の緊急車両の通行を円滑に行うために生活道路の整備を推進する必要がある。このため、良好な道路の維持、老朽化した市道の舗装打換えを行っている。
- ②北、東、中、西地区は隅切りのない交差点が多い。このため、災害時における緊急車両等の通行を円滑に行うため隅切り等の整備を推進する必要がある。

3 狭あい道路の改善

（1）面整備

南部地域の土地区画整理事業は、これまで谷保第一地区、谷保第二地区、青柳・石田地区、四軒在家地区、寺之下地区、城山南地区、下新田地区の7地区において完成している。矢川上地区の市街地整備については、土地区画整理事業の見直し、地区計画によるまちづくりの検討を進めている。

（2）狭あい道路の拡幅

- ①狭あい道路の改善は、沿道の宅地化に伴うセットバックや赤道等の付替え等により行っている。

- ②平成 29（2017）年度に策定した「南部地域狭あい道路整備方針」に基づき対象路線の整備を進めるとともに、地権者からの用地寄附等にかかる諸経費に関し、要綱に基づく助成を行っている。
- ③平成 26（2014）年 8 月に策定した「国立市南部地域整備基本計画」では、市道南第 3 号線及び第 4 号線 6、市道南第 33 号線、市道南第 33 号線 7、市道八王子道 A 号線、市道南第 30 号線、市道富士見台第 406 号線を 10 年間の優先整備路線と位置付けている。このうち、平成 29（2017）年度に市道南第 33 号線 11 区の整備を完了した。

4 橋りょう等の耐震化

- ①老朽化している橋りょうについて定期的に点検を行い、必要に応じて架け替えを行う。
- ②都では緊急輸送道路等に架かる 401 橋の耐震補強事業を実施し、平成 27（2015）年度に完了している。
- ③横断歩道橋は、市内に 7 箇所（国道 3 箇所、都道 4 箇所）設置されているが、市では管理していない。また、横断歩道橋は、地震よりも風による影響が大きく、地震に対する耐荷重よりも大きい荷重に耐えられるように設計されているため、倒壊の可能性は低い。

【施策の方向】

1 緊急輸送道路の整備を推進する

- ①緊急輸送道路は現在の道路を重視し、災害対策本部（市役所）、避難所、給水所等の防災拠点施設を連絡する道路網を国、都の道路管理者と連携し確保する。また、災害時の緊急輸送機能を強化するため沿道建築物の耐震化、ブロック塀や自動販売機等の倒壊防止対策を推進する。

※ 資料 「緊急輸送道路図」参照

- ②市役所と谷保給水所及び国立第三中学校を連絡する道路は、幅員が狭く車両の往来が難しいため、災害時の交通機能を 2 ルート確保する。また、市道の緊急輸送道路上にある橋りょうについては、緊急輸送道路の整備とともに安全性の向上を図る。

- ③平成 30（2018）年度に国土交通省により JR 南武線の連続立体交差事業の着工準備が採択されたことを受け、矢川三号踏切を通るルートは今後より最適なルートの検討を行う。

2 生活道路の整備を推進する

生活道路は居住者等の避難経路となることから、避難者の安全性を確保するために沿道ブロック塀や自動販売機等の倒壊対策、狭あい道路の改善、隅切りの整備等を図る。また、沿道建築物の耐震化を推進する。

3 「東京における都市計画道路の整備方針」（第四次事業化計画）との整合性を図る

緊急輸送道路及び避難路は、緊急事態に備えて現在の道路を重視し指定する一方、将来的には道路機能の向上を図るために「東京における都市計画道路の整備方針」（第四次事業化計画）との整合性を図る。

4 橋りょう・横断歩道橋の耐震化を推進する

- ①緊急輸送道路に架かる橋りょうについて優先的に耐震化を図る。
- ②横断歩道橋の耐震診断及び耐震整備についてそれぞれ管理者に要請する。

【事業計画】

●：当該事業の取りまとめ課

事業名	事業内容	令和5～6年度	令和7～9年度	所管課
緊急輸送道路の確保	市役所、避難所、給水所等の防災拠点施設を連絡する道路網を国、都の道路管理者と連携し、確保する。	都市計画道路 3・3・2、3・3・15、3・4・5 整備推進予定	→	●都市計画課 道路交通課
避難経路の確保及び整備	災害時に指定緊急避難場所、一時集合場所及び避難所相互を連絡し避難者の安全を確保するため、各道路管理者と避難経路網を確保、整備する。	都市計画道路 3・3・15、3・4・3、3・4・8、3・4・14 整備推進予定	→	●道路交通課 都市計画課 南部地域まちづくり課

第2節 オープンスペース・緑地等の確保

- 災害時に火災の延焼防止等を図り市民の安全を確保するとともに、応急復旧期には仮設住宅、がれきの仮置き場、また地域の活動拠点の設置場所となるオープンスペースを確保することが必要である。
- 震災時の利用を踏まえた公園等の整備を推進するとともに、既存の公園、グラウンド、農地等のオープンスペースについて災害時に有効に活用する仕組みを構築することが急務である。
- 異常気象やヒートアイランド現象を緩和するために市内の緑の拠点となる学校や公園等の樹木の質・量の増加と適切な管理を行うことが必要である。また、夏の猛暑対策として強い日差しを遮り、緑陰効果を得るために計画的に街路樹等の樹冠を拡大していく。

【現状と課題】

1 オープンスペース・緑地等の確保

- ①市内の都市公園は26箇所、約15.4ha、児童遊園及びちびっこ広場等は、69箇所、約8.6ha（それぞれ令和4（2022）年4月1日現在）である。多くの公園施設は老朽化しており、順次整備を進めている。
- ②農地は、営農者の高齢化や後継者不足により年々減少しており、経営耕地面積は令和2（2020）年2月1日現在で約31.3ha、生産緑地地区は令和4（2022）年1月1日で141地区、43.94haである。
- ③上記のほか、多摩川河川敷や学校のグラウンドなどのオープンスペースがある。
- ④被災後の防災活動を円滑に推進するためには、応急仮設住宅用地をはじめ、ヘリコプター災害時臨時離着陸場、がれきの仮置き場等の用地が必要である。このため、応急、復旧、復興時の活動に応じたオープンスペースを確保する必要がある。
- ⑤指定緊急避難場所等は平成21（2009）年度に見直しを行い、6箇所計32.3ha（有効面積）を指定している。
- ⑥平成30（2018）年10月に東京みどり農業協同組合と「災害時における農地の使用及び生鮮食料品の調達に関する協定」を締結し、防災協力農地として令和4（2022）年1月現在で約1.45haを登録している。
- ⑦城山公園の都市計画面積を令和2（2020）～3（2021）年度に34,369㎡から39,646㎡に拡張するとともに「農の営みの残る原風景を保全する基本方針」に基づき、令和3（2021）年度までに都市計画公園区域内の1,735.20㎡の生産緑地を買取り、公園用地とした。
- ⑧ヒートアイランド対策として、街路樹や公園・緑地等の緑の果たす役割は有効であると考えられる。令和4（2022）年8月に行った「くにたち気温調査」の結果、緑の少ない北部の市街地よりも緑が比較的多い南部地域の気温が低く、気温差は大きいところで約3度（北部37.2℃・南部34.0℃）あった。よって、今後は北部の緑の質・量を積極的に増やしていくことが重要である。

■防災協力農地とは

災害時の一時避難や農作物の調達を目的とした農地

【施策の方向】

1 防災対策用地の確保

- ①災害時には、応急仮設住宅の設置、がれきの仮置き場、ヘリコプター災害時臨時離着陸場の設置、ライフラインの復旧活動拠点等応急・復旧・復興活動に多くの防災用地が必要とされる。このため、公園、グラウンド、農地等をはじめ、公有地及び民有地に関わらず利用可能と思われる用地の実態を一元的に把握し、関係機関・団体との協定の締結も含めて災害時の利用計画を検討する。また、用地の実態把握は、経年による変動を考慮し、定期的な見直しを行う。
- ②災害時に応急仮設住宅や地域の応急復旧拠点等に活用するため、公園や農地等の災害発生後の活用を想定する。
- ③応急仮設住宅の建設用地の確保に関して、住宅の必要量とともに災害時要配慮者向け住宅の確保、集会室、介護ステーションの設置等を考慮して検討する。
- ④災害時における防災対策用地の需要量を減らすため、平常時から住宅の耐震化、家具等の固定を進めるよう市民啓発を促進する。

2 緑地の確保

災害時に火災の延焼を防止し、防災対策用地等として活用を図るために次の方法により、緑地の整備を図る。

- ①ブロック塀の生垣化等、民有地緑化を推進する。
- ②公共施設の緑化を推進する。
- ③開発行為等に伴う緑地を確保する。
- ④崖線樹林地、湧水・水路を保全する。
- ⑤農地の活用及び「農の営みの残る原風景を保全する基本方針」に基づいた生産緑地の買取りによる公園等を確保する。
- ⑥街路樹等の樹冠を拡大するための維持管理計画を立てるとともに剪定手法を確立させる。

【事業計画】

●当該事業の取まとめ課

事業名	事業内容	令和5～6年度	令和7～9年度	所管課
防災対策用地の確保	公園、グラウンド、農地等のオープンスペースを把握し、災害時の活用方法を検討する。	定期的なオープンスペースの確認(管理台帳更新)及び活用方法の検討 →		●政策経営課 南部地域まちづくり課 環境政策課 都市計画課
緑地の確保	火災の延焼防止を図るとともに災害時の防災対策用地等を確保する。異常気象やヒートアイランド現象を緩和する。	ハケ緑地の確保・保全及び湧水・水路の保全 → 生産緑地の買取りによる公有地化の検討 → 学校・公園等の緑の質・量の増加、街路樹等の樹冠拡大の検討及び実施 →		●環境政策課 道路交通課 建築営繕課

第3節 公共建築物の安全性の向上

○防災上重要な公共建築物については、耐震診断及び耐震改修が完了している。今後は、備品の転倒防止等の対策のほか、既存の施設の改修や建替えにあわせて、防災上より活用しやすい施設整備を推進する。

【現状と課題】

1 公共施設の耐震化

- ①災害時の避難所や活動拠点となる防災上重要な建築物について、耐震診断及び耐震改修を実施し、耐震性能が確保されている。
- ②市立小中学校では、全校が体育館を含めて耐震改修を完了している。平成28(2016)年度から順次、校舎の非構造部材耐震化対策改修を実施している。

2 公共施設マネジメント基本方針

平成29(2017)年3月に策定した「国立市公共施設等総合管理計画」(以下「総合管理計画」という。)に合わせ、それまでの公共施設マネジメント基本方針を見直したもの。「基本方針1. 市民ニーズを捉えた魅力的な施設整備」、「基本方針2. 規模・配置の適正化」、「基本方針3. 効率的・効率的な管理運営」の3つの方針を基本方針として掲げ、更に基本方針毎に3～6項目の具体的内容を示している。

なお、総合管理計画に基づき施設類型ごとに改修や長寿命化など、将来を見据えた行動計画を作成することとしている。

3 備品の転倒防止・ガラスの飛散防止等

- ①市立小中学校の大型調度備品は壁、床に固定式で設置している。その他小型の管理備品・強化備品は転倒防止器具等による個別の転倒防止対策を行うよう指導している。
また、ガラスの飛散防止対策は、耐震工事に際し強化ガラスへの取り替えや飛散防止フィルムを貼付している。
- ②庁舎については、平成24(2012)年度に「国立市庁舎オフィス家具等の転倒落下防止ガイドライン」を策定し、固定式の大型キャビネットを設置している。また、すべてのガラス窓に飛散防止フィルムを貼付している。
- ③保育施設について、家具の転倒防止やガラスの飛散防止の実施を指導している。
- ④エレベーター内の閉じ込め防止対策については既に実施済である。

【施策の方向】

1 施設更新時における防災機能強化

公共施設を更新する際には、災害時に使用することを想定し、次の事項について検討を行う。

- ①避難所において検討すべき事項
 - ・車いす利用者や足腰が不自由な避難者のための段差解消
 - ・多目的トイレや洋式トイレの設置
 - ・避難者が居住することを想定したスペースの確保

- ・ 備蓄スペースの確保及び災害時に使用しやすい配置
- ・ 物資搬入のための駐車場及び荷捌き場の確保並びに進入路の確保
- ・ ヘリサインの整備
- ・ 小中学校屋内体育館エアコンの設置（令和3（2021）年度に全校完了。ただし、国立第二小学校は改築のため除く。）

②その他公共施設において検討すべき事項

- ・ 災害対応業務や休憩場所として臨時に活用できる配置や自家発電機を含む多重なエネルギー確保
- ・ 備品の転倒防止やガラスの飛散防止の対策
- ・ 避難所が不足する場合に避難所として利用できるように配慮

2 備品の転倒防止・ガラスの飛散防止等の促進

市有施設の備品の転倒防止・ガラスの飛散防止等は「国立市庁舎オフィス家具等の転倒落下防止ガイドライン」を参考に、それぞれ担当する部署が予算化し、必要性の高いところから早期に整備を促進する。

3 再生可能エネルギーシステムの活用

災害発生直後から電力が復旧するまでの対策として、太陽光発電設備等の再生可能エネルギーシステムを導入・活用することを検討する。

【事業計画】

●：当該事業の取まとめ課

事業名	事業内容	令和5～6年度	令和7～9年度	所管課
市有施設の再整備	公共施設再編計画等に基づいて各施設の再整備を実施する。	各事業の実施 →		●政策経営課 建築営繕課 教育総務課等
備品等の転倒防止・ガラスの飛散防止	国立市庁舎オフィス家具等の転倒落下防止ガイドラインに基づいた転倒防止等の対策を行う。	各職場での取り組みを継続 →		●総務課 各課
再生可能エネルギーシステムの活用	国立市公共建築物環境配慮整備指針に基づいて、太陽光発電設備及び蓄電池、エネルギーマネジメントシステム等の組み合わせにより災害時の電力供給を可能とする。	施設整備の推進 →		●環境政策課 建築営繕課 教育総務課等

第4節 民間建築物の耐震性の向上

- 平成7（1995）年1月の阪神・淡路大震災では、約21万棟の建築物が倒壊し、地震発生直後の犠牲者の8割以上が建築物の倒壊による窒息死、圧死であった。また、家屋が倒壊しなかったものの家具やガラスによる怪我は7割以上を占めており、人身への直接的な被害を防止するために民間建築物の耐震化と家具の転倒防止やガラスの飛散防止など住宅内部の安全化をさらに積極的に図る必要がある。
- 国土交通省は令和3（2021）年3月に新たな「住生活基本計画」を示し、耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率13%（平成30（2018）年）を令和12（2030）年におおむね解消する目標を定めた。本市においても引き続き民間建築物の耐震化の推進が急務である。

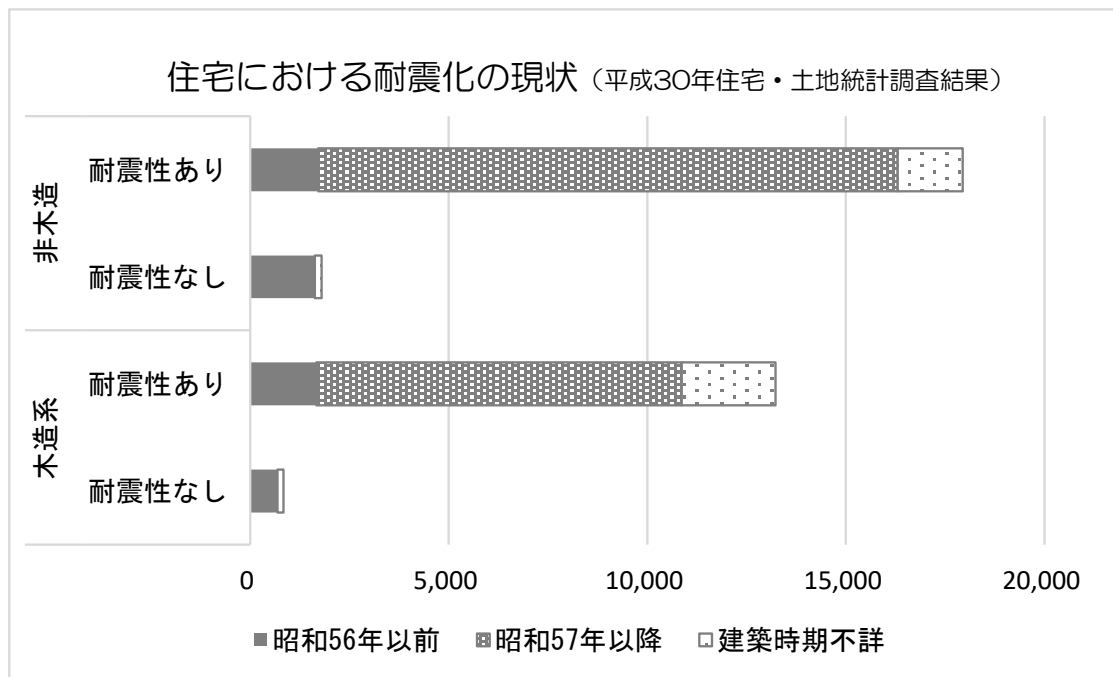
【現状と課題】

1 民間建築物の耐震化

- ①市の民間建築物のうち、耐震改修促進法に定める民間特定建築物は、「令和元（2019）年特定建築物等定期調査報告」によると77棟であり、そのうち耐震性を有している建築物は76棟（98.7%）、耐震性を有していない建築物は1棟（1.3%）と推定される。
また、市内の住宅は、33,810戸（平成30年（2018）住宅・土地統計調査結果）であり、このうち耐震性を有しているのは31,171戸（92.2%）、耐震性を有していない住宅は2,639戸（7.8%）と推計される。
- ②本市では、民間分譲マンションについて「東京都マンション耐震化促進事業（耐震診断助成事業）」に基づき、耐震診断助成を実施している。木造住宅については、耐震診断及び耐震改修に係る費用の一部を助成している。
- ③平成23（2011）年度から東京都が指定した特定緊急輸送道路の沿道建築物に対して耐震化助成制度を設けて耐震改修を促進している。
- ④平成20（2008）年度から耐震フェアを開催し、市民向けに啓発及び相談を行っている。

2 家具の転倒防止、ガラスの飛散防止

- ①市では、平成21（2009）年度から平成23（2011）年度にかけて家具転倒防止器具の支給等事業を実施し、平成26（2014）年度には高齢者対象に同様の事業を実施した。また、令和元（2019）年度からは住民税非課税世帯を支給対象として事業を再開しているが、ガラスの飛散防止対策に関する事業は実施に至っていない。家具の転倒防止やガラスの飛散防止対策は、比較的容易にでき、かつ人身被害を直接軽減できる手法であることから、本市においても積極的に取り組むことが求められている。
- ②大地震発生時における火災の出火原因のうち、原因がわかっているものの約6割が電気関係によるものとされている。本市の被害想定では、火災による焼失が2割を超える状況である。これを予防するための出火対策として、感震ブレーカーの普及が有効とされることから、火災リスクが高い地域を対象として助成制度を創設し設置促進を図っているが、まだ住民への認知度は低く設置件数が少ない状況にある。なお、感震ブレーカーは、電源を切断してしまうため、人工呼吸器等の在宅用医療機器を使用している場合は注意が必要である。



【施策の方向】

1 民間建築物の耐震性の向上

民間住宅や事務所等の建築物は個人や法人の財産ではあるが、大地震等による被害に伴い隣接する家屋や道路等の公共空間へ影響を及ぼすことが予想される。このため、民間建築物であっても公的に耐震化支援を推進し、被害の影響を最小限に抑えることが必要である。また、耐震化等の予防策を講じることは、被災後の復旧コストの低減につながるということが指摘されており、これらを踏まえて民間建築物の耐震化に向けた基本的考え方と位置付けを以下のとおり整理し、施策の推進を図る。

- ①耐震化支援の対象とする建築物は、昭和56（1981）年以前に建築された住宅及び災害時の防災活動を迅速に実施するため緊急輸送道路沿道の建築物を優先とする。
- ②耐震フェアを継続して実施し、耐震改修工法等の紹介や専門家による耐震化に関する相談窓口を開設して民間建築物の耐震化を促進する。
- ③耐震診断及び耐震改修の助成制度については継続して実施していく。

2 家具の固定・ガラスの飛散防止対策等の推進

（1）市民意識の啓発

家具転倒等による人身への危険性を踏まえ、家具の固定やガラスの飛散防止対策等について市報、冊子、公共施設への展示を行うとともに、防災訓練等の機会を活用して市民意識の啓発を図る。

（2）家具の固定・ガラスの飛散防止施策の推進

- ①自治会や自主防災組織、ボランティア等に協力を要請し、家具転倒防止器具の取付けを無償で行うなどの推進策を検討する。
- ②震災時における人身被害を減少させるため、家具転倒防止器具の支給及び取付事業を継続して実施していく。

(3) 天井等の落下防止対策の推進

地震発生時に落下のおそれのある大規模空間の天井、外壁タイル、はめ殺し窓ガラス及び看板等の屋外広告物について、その危険性を周知するとともに、必要に応じて改善を図るよう啓発を行う。

(4) 感震ブレーカーの普及

①周知・啓発

大地震発生時における出火を減少させるため、市民に対して市報や市ホームページ、くにたちメール配信、国立市公式 SNS、出前講座及び防災訓練等により、火災原因の多くが電気関係によるものであることを周知するとともに、その予防策として避難時にはブレーカーを切ることや感震ブレーカーの設置及び助成制度について広報する。

ただし、感震ブレーカーの種類によっては照明や医療機器等への電力供給が地震発生直後に遮断され、避難行動や機器の使用に支障が出ることが想定されることについても周知を行い、その対応を促す。

②助成制度の継続

感震ブレーカーの普及を図るため、設置費用の助成制度を継続して実施していく。

(5) 住宅用防災機器の普及

各家庭からの出火防止や火災の拡大を防止するため、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の普及を図る。

【事業計画】

●：当該事業の取まとめ課

事業名	事業内容	令和5～6年度	令和7～9年度	所管課
沿道建築物等の耐震化	沿道建築物の耐震化、ブロック塀のフェンス化、自動販売機等工作物の安全化を誘導する。	安全化の誘導 →		●都市計画課 道路交通課 防災安全課
家具の固定・ガラスの飛散防止等	家具転倒防止器具等の設置世帯数を増加させる。	家具転倒防止器具等の意識啓発 支給・取付事業の継続実施 →		●防災安全課 高齢者支援課
感震ブレーカー等の住宅用防災機器の普及	揺れによる出火を減少させるための意識啓発と感震ブレーカー等住宅用防災機器の認知度・設置件数の向上を図る。	感震ブレーカー等住宅用防災機器に関する広報や設置に対する助成制度の実施 →		防災安全課

第5節 ブロック塀・自動販売機・工作物の安全化

- 新被害想定では、立川断層帯地震（冬・18時、風速8m/秒を条件とする。）でブロック塀や自動販売機の倒壊等による負傷者数は40人、そのうち重傷者は16人となると想定されている。
- 地震に伴うブロック塀や自動販売機等の倒壊等による被害は負傷するだけでなく、避難や緊急車両の通行の妨げとなることが予想されるため、安全化に向けた取り組みを促進する必要がある。

【現状と課題】

1 ブロック塀、自動販売機等の安全対策

（1）ブロック塀

- ①平成30（2018）年6月18日に発生した大阪北部地震による小学校でのブロック塀倒壊事故を受けて、公共施設のブロック塀等について調査を行い改修等の対策を実施した。また、市内のブロック塀等については教育委員会の通学路合同点検等の機会に危険個所を確認しているが、市内全てを網羅できているとは言えない状態である。
- ②市は、道路の沿道区域においてブロック塀等に危険な状況が確認された場合、道路の損害又は危険を防止するため土地の管理者に改善を指導している。しかし、危険度の判定が外観からの目視によるものであり、実際の改善も土地管理者の判断に任せる状況となっている。
- ③市は、昭和63（1988）年度から国立市緑化推進条例に基づく生垣助成を実施している。
- ④市は、平成30（2018）年度からブロック塀等撤去に係る助成を実施している。

（2）自動販売機

- ①市内の自動販売機は、屋外に据付けているものをはじめ、事務所や公共施設等の屋内に据付けているものがあるが、総数や据付状況の把握等は現在のところされていない。
- ②市では、市民からの通報又は道路パトロール等で道路の沿道区域において自動販売機の危険な状況を確認した場合は、管理者に改善を要請している。
- ③宮城県沖地震（昭和53（1978）年6月12日発生）後、JISに基づく「自動販売機の据付基準」によりアンカーボルトによる設置が義務付けられた。

（3）工作物等

- ①看板等は、国立駅周辺などの商業系土地利用の地域に多く見受けられるが、人々が多く行きかう場所では、より一層、維持管理に注意を払う必要がある。
 - ②屋外広告物は防災上落下等を防止するため、東京都屋外広告物条例において、看板等の屋外広告物の所有者等が表示・掲出の許可を受けた広告物等の補修その他必要な管理を行い、良好な状態を保持する義務を規定している。また、屋外広告物管理者制度を設け、広告物の表示・掲出の継続許可申請の際に屋外広告物管理者による自己点検報告書を提出させることで定期的な安全確認を行う制度になっている。
- 市では看板等の不具合が見つければ管理者に連絡し改善を指導している。しかし、全ての看板等の実態は把握されていない。

【施策の方向】

1 ブロック塀、自動販売機等の安全化

- ①市は、ブロック塀等、自動販売機、看板等の工作物について、災害時には人身に危険を及ぼす恐れがあることや道路閉塞を引き起こす可能性があることを周知するとともに、自治会、自主防災組織、学校等と連携して避難路、通学路、緊急輸送道路沿道の工作物について規模、設置状況、老朽化等について地域ごとに実態を把握する。
- ②市は、市民や事業所が所有・管理するブロック塀の安全管理を徹底し必要に応じて撤去、補強、フェンス・生垣化等を図るよう啓発・誘導する。

【事業計画】

●：当該事業の取まとめ課

事業名	事業内容	令和5～6年度	令和7～9年度	所管課
ブロック塀、自動販売機、看板等の安全化	ブロック塀、自動販売機、看板等の実態を把握し、安全化対策の啓発、誘導する。	実態把握、安全化の啓発、誘導 →		道路交通課 防災安全課
ブロック塀等の撤去等工事助成・生垣の設置補助	助成制度の利用者数の増加させる。	助成制度に関する広報の実施 →		防災安全課 環境政策課

第6節 風水害・土砂災害への対策

- 都市化の進展とともに、台風や異常気象に伴う集中豪雨により河川の洪水被害や内水被害が発生する危険性が高まっており、水害から人命や財産を守る対策が急務となっている。
- 豪雨・台風・土砂災害等による被害が全国各地で発生し、令和元年房総半島台風及び令和元年東日本台風では市でも住家や公共施設等に近年では経験のない被害が生じた。強い風雨の中や夜間に避難することの危険性を考慮し、早期の避難行動が必要とされている。市は市民への適切な情報提供と迅速な避難誘導等を行うことが求められるとともに、市民は、身の安全を確保する行動を各自でとることが求められる。

【現状と課題】

1 河川・水路の整備

- ①市における多摩川の流路延長は約 1.5 km である。国土交通省により対策は講じられてきているが、一部地点で流下能力不足となっている。
- ②国土交通省では、多摩川の河口から日野橋までを高規格堤防整備区間として昭和 62 (1987) 年度から整備を進めている。令和 2 (2020) 年度には無堤防地区であった青柳地区地先において、盛土築堤護岸工事が実施され、同年度末に工事が完了したが、工事後 3 年間は要注意区間となる。
- ③市内を流れる河川・用水等は、根川 (残堀川の一部：東京都管理)、矢川 (国立市管理)、府中用水 (府中用水土地改良区管理) 等がある。
- ④多摩川流域のさらなる安全確保のため、自然環境の保全を含めた流域治水に対するより積極的な整備を促進していくために広域的な自治体等の連携・協議及び国や東京都への働きかけを強化していく必要がある。

2 雨水処理の状況

- ①市では、時間雨量 50mm に対応する下水道整備がなされているが、合流式下水道区域が大部分を占めているため、大雨の際には希釈汚水が一部多摩川へ放流する仕組みとなっており衛生・環境上問題となっている。平成 20 (2008) 年度から平成 22 (2010) 年度にかけて、「国立市合流式下水道改善計画」に基づき、流下貯留管を整備し、国立市まちづくり条例や窓口において雨水浸透施設の設置を促進している。
- ②雨水浸透施設の整備については、国立市雨水流出抑制指導要綱及び国立市雨水浸透ます設置助成金交付要綱により浸透施設の設置を指導している。
- ③処理しきれない雨水が公共施設や家屋等への浸水を防ぐために止水板等の止水設備の整備や土のう作成用土砂の供給等の対策を講じ、浸水被害を軽減する必要がある。

3 異常気象やヒートアイランド現象への対応

- ①地球温暖化の原因となる温室効果ガスの発生を抑制する行動を市、市民、事業者が一丸となって推進する必要がある。
- ②異常気象やヒートアイランド現象の緩和及び適応策として、市内の緑地、樹林等の保全及び緑化を推進するとともに道路、公園、学校、農地、水路等の雨水排水及び雨水貯留浸透機能をさ

らに向上させる必要がある。

4 風水害・土砂災害に関する迅速かつ正確な情報の提供及び市民の防災力の向上

令和3（2021）年8月に洪水、内水氾濫及び土砂災害ハザードマップや風水害に備えて「マイ・タイムライン（各自の事前防災計画）」作成等の普及啓発を目的とした市報特集号「保存版風水害への備え」の全戸配布を行った。今後は市民自らがマイ・タイムラインを活用し避難行動できるようマイ・タイムラインの作成支援及び避難訓練等を実施していく必要がある。

5 急傾斜地崩壊危険箇所及び土砂災害警戒区域

①平成13（2001）年度に東京都建設局が行った急傾斜地崩壊危険箇所調査によると、国立市内の危険箇所は、青柳328番地先の芝切場と谷保4060番地付近の2箇所である。

谷保4060番地付近は、既に公有地化されており、一部の箇所については平成15（2003）年度、平成19（2007）年度、平成29（2017）年度及び平成30（2018）年度に整備工事を実施しているほか、令和元（2019）年度には国立第七小学校通学路周辺の改修工事を実施した。

②青柳の芝切場については、大雨時のパトロールは行っているが、土地所有者が不明確なため対策は講じていない。

③平成30（2018）年1月に東京都は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、立川・青柳段丘崖沿いに土砂災害警戒区域（11箇所）及び土砂災害特別警戒区域（10箇所）が、国分寺崖線沿いに土砂災害警戒区域（2箇所）に指定した。また、令和元（2019）年9月に府中市との市境で土砂災害警戒区域（3箇所）及び土砂災害特別警戒区域（2箇所）を新たに指定した。

なお、今後5年ごとに継続的に確認調査を行い、斜面勾配、高さ、自然斜面・対策斜面の状態確認及び測量を実施し、地形変化や経年変化を把握することとなっている。

④国土交通省による多摩川洪水浸水想定区域の指定・公表（平成28（2016）年度）及び東京都による土砂災害警戒区域等の指定（平成29（2017）年度）を受け、平成30（2018）年度末にハザードマップを掲載した防災情報ブック「くにたちの災害対策」を更新し全戸配布することで市民へ市内の危険箇所等を周知した。

⑤管理が困難となっている民有崖線樹林地は、令和元（2019）年8月に策定した「崖線樹林地の緑を保全する基本的な方針」に基づいて、寄附を前提とした無償使用貸借による借地又は寄附による公有地化により、樹木の健全性を保つことで暴風による倒木等や土砂災害による被害軽減を図るために市が適切な管理を推進していくことが必要である。

■急傾斜地崩壊危険箇所とは

急傾斜地（傾斜が30°以上ある土地）のうち、高さが5m以上で人家あるいは学校などの公共施設に被害をもたらす可能性のある土地をいい、東京都が、平成11（1999）～13（2001）年度に調査を行った。本市では、青柳328番地先の芝切場と谷保4060番地付近の2箇所が危険箇所にあたる。

東京都では、現在、急傾斜地崩壊危険箇所を含む「土砂災害危険箇所」に代わり「土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域」の指定を進めている。

■土砂災害警戒区域とは

急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）、土石流、地滑りが発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域であり、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域をいう。

■土砂災害特別警戒区域とは

急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制される土地の区域をいう。

【施策の方向】

1 集中豪雨等への備えと対策

- ①近年、計画雨量を超えるような集中豪雨の発生頻度が増していることから、多摩川流域自治体との連携を強化し、国等の関係機関等へ必要な整備の促進を要請していく。
- ②風水害への対応力向上のため、災害対策本部の情報収集・分析、避難所の開設・運営、避難準備情報の発令、情報伝達等について関係機関や地域住民と連携して訓練等を実施し、令和元年房総半島台風及び令和元年東日本台風対応時に生じた課題を受けて作成した「国立市風水害対応マニュアル」の検証を行う。
- ③雨水の地下浸透を図るため、市内公共施設をはじめ国立市雨水流出抑制指導要綱に基づいて雨水浸透施設の設置を促進する。
- ④学校や公園等の公共施設に雨水貯留施設を整備し雨水を災害時に有効活用する。また、公園、道路等に雨水貯留施設を埋設し、街路樹等の緑陰と併せた蒸散効果によりヒートアイランド現象による集中豪雨対策を促進させることを検討する。
- ⑤各家庭や事業所、農地等の雨水貯留浸透対策や利活用方法等について検討する。
- ⑥豪雨時には、防災行政無線が聞こえにくくなることが想定されるため、文字情報による情報伝達手段としてくにたちメール配信、国立市公式 SNS 等の活用を促進する。また、早急な避難を要する地域等への戸別受信機貸与事業を継続する。

2 マイ・タイムラインの普及、避難に対する意識啓発等

水害、特に台風による災害の発生は、気象予報によりある程度の予測がつき、災害発生までに時間的猶予があることから、早めの避難が被害を減らすこととなる。避難先、避難経路や避難行動のタイミング等、あらかじめ風水害時の防災行動を決めておけるようにするため、出前講座の実施や広報等によりマイ・タイムラインを普及する。

3 要配慮者利用施設における避難確保計画等の作成・更新支援

平成 29（2017）年 6 月に水防法及び土砂災害防止法が改正され、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に立地し、かつ市町村地域防災計画に定められている要配慮者利用施設の所有者又は管理者には避難確保計画の作成、避難訓練の実施が義務付けられた。市は、対象施設について避難確保計画の作成、更新支援を行うほか、避難訓練の実施について支援を行うことで防災意識の向上を図る。

■要配慮者利用施設とは

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設

- 社会福祉施設：老人福祉施設、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業のよう
に供する施設、障害福祉サービス事業のように供する施設、障害児通所
支援事業のように供する施設、児童福祉施設 等
- 学校：幼稚園、小学校、中学校、高等学校 等
- 医療施設：病院、診療所、助産所 等






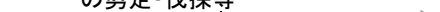


4 急傾斜地・土砂災害警戒区域等の安全化

- ①日常から危険箇所周辺居住者への広報を行うとともに、豪雨時等には消防等関係機関と連携して
巡視、警戒にあたる。
- ②青柳の芝切場については、関係者間において今後の対応を協議する。
- ③土砂災害警戒区域等に指定された地域については、ハザードマップ等により市民への周知を図
るとともに戸別受信機貸与事業を活用し、避難情報を速やかに伝達する手段・体制等を整備し、
避難支援の体制等を検討する。
- ④民有崖線樹林地については、寄附を前提とした無償使用貸借による借地又は寄附による公有地
化を進め、市による適切な管理を推進していく。
- ⑤現状、土砂災害特別警戒区域にある崖線については、東京都による土砂災害警戒区域等の確認
調査の結果を活用しつつ、崖線の現状把握を行いながら、必要に応じて改修工事を実施する等、
順次、土砂災害特別警戒区域から土砂災害警戒区域へ移行を図っていく。

【事業計画】

●：当該事業の取まとめ課

事業名	事業内容	令和5～6年度	令和7～9年度	所管課
要綱に基づく 雨水浸透施 設の設置	国立市雨水流出抑指導要 綱に基づき雨水浸透施設を 設置する。	要綱に基づく施設設置 →		●下水道課 総務課 環境政策課 建築営繕課
雨水貯留浸 透施設の設 置	道路、公園、学校等の既存 施設への雨水貯留浸透施 設（レインガーデン等含 む。）の設置を促進する。	施設設置の検討 →	設計・工事 →	●下水道課 防災安全課 道路交通課 環境政策課 建築営繕課
家庭や事業 所等による雨 水浸透・貯留 等対策	家庭や事業所等に雨水浸 透ますの設置や雨水タン ク、止水板設置、土のう用 土砂供給ステーション等を 普及・推進する。	普及啓発、PR等 →		●防災安全課 下水道課 環境政策課

<p>避難情報の発令及び情報伝達体制の検証・整備</p>	<p>風水害における避難情報の発令及びその情報伝達に関する手順等を国立市風水害対応マニュアルに基づき訓練し検証を図るとともに必要に応じて体制を整備する。</p>	<p>避難情報の発令及び情報伝達体制の検証・整備</p> 	<p>防災安全課</p>
<p>マイ・タイムラインの普及・作成支援、避難に対する意識啓発</p>	<p>市民が自らの判断で安全な避難・退避行動をとる知識習得・意識啓発を行う。</p>	<p>出前講座の実施等</p>  <p>市民への広報・意識啓発</p> 	<p>防災安全課</p>
<p>集中豪雨対策防災訓練の実施</p>	<p>多摩川の浸水及び内水氾濫等を踏まえた訓練等を実施する。</p>	<p>第2部第4章第3節参照</p>	<p>防災安全課</p>
<p>要配慮者利用施設の避難確保計画の作成・更新及び避難訓練の支援</p>	<p>多摩川浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内に立地する要配慮者利用施設の避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を支援する。</p>	<p>避難確保計画作成・更新及び避難訓練支援</p> 	<p>防災安全課</p>
<p>土砂災害警戒区域等の安全化</p>	<p>危険箇所周辺居住者への広報を行うとともに、豪雨時等には消防関係機関と連携して巡視、警戒にあたる。</p>	<p>広報、豪雨時等の巡視・警戒</p> 	<p>●防災安全課</p>
	<p>私有樹林地の公有地化又は無償使用貸借契約に基づいて市の管理とし、樹木の維持管理を推進する。</p>	<p>私有樹林地の適切な樹木の剪定・伐採等</p> 	<p>環境政策課</p>
	<p>東京都による土砂災害警戒区域等の確認調査の結果に基づき、現状把握及び必要に応じて改修工事等を実施する。</p>	<p>定期的な現状把握、必要に応じた改修工事</p> 	<p>●防災安全課 環境政策課</p>
<p>内水氾濫危険判断基準の策定及び避難情報の確実な伝達手段の確立</p>	<p>内水氾濫危険判断基準を策定し、判断基準に基づく避難情報を誰にでも確実に伝える手段(アクセシビリティ)を確立する。</p>	<p>判断基準策定及びアクセシビリティに基づいた情報伝達の確立</p> 	<p>●防災安全課 下水道課</p>

第7節 市街地の安全化

- 新想定では、立川断層帯地震（冬・18時、風速8m/秒を条件とする。）に伴い、建物全壊棟数は476棟となり、建物の焼失率は多摩26市の中で最も高くなることが想定されている。
- 市街地大火の延焼防止を図るためには、幹線道路、耐火建築物、緑地等から構成される延焼遮断帯等の整備とともに市街地の緑化、狭あい道路の改善、火気管理の徹底や初期消火対策の強化等総合的に防災対策を推進する必要がある。
- 近年、市内に高層住宅が増加しており、災害時に居住者が円滑に応急活動を実施できるよう平時から備える必要がある。

【現状と課題】

1 市街地の安全対策

- ①市では、国立駅周辺、谷保駅北口、矢川駅北口をはじめ大学通り、旭通り、富士見通りの一部沿道が防火地域に指定されており、震災時等における市街地大火に対する延焼防止機能が期待されている。また、国立駅周辺と指定緊急避難場所である一橋大学相互を連絡する大学通り等の幹線道路は、市街地大火発生時には地域の延焼遮断機能を有する避難路として活用することが考えられる。

■指定緊急避難場所とは

第3部第12章参照

- ②東京都が行った「地震に関する地域危険度測定調査（第9回）」（令和4（2022）年9月公表）によると国立市における火災危険度（ランク1＝危険度が低い～ランク5＝危険度が最も高い）は、中1～2丁目、西1～2丁目、東1丁目～4丁目、北2丁目及び西3丁目はランク3であった。北2丁目は前回調査（平成30（2018）年2月公表）ではランク2だったので危険度が1ランク高くなった。

※ 資料 「国立市の地域危険度」参照

- ③大地震時の建物倒壊を防止し、火災の延焼防止を図る等市街地の安全性を向上するため、地域の自治会や自主防災組織等と連携して建築物の耐震耐火、家具の転倒防止、感震ブレーカー、住宅用消火器、住宅用火災警報器等の普及、狭あい道路の整備、通りの緑化等を推進することが必要である。
- ④国立市まちづくり条例が施行された後、平成30（2018）年度から令和3（2021）年度までに竣工した高さ20m以上の建築物は8棟あり、年々増加傾向であるが、これらは、耐震性に特別な配慮がされているものの家具等の転倒や出入口ドアの歪みによる室内への閉じ込め、エレベーターの停止に伴う物資等移動の困難等が予想される。
- ⑤国立市まちづくり条例では一定規模以上の建築を行う際は、事業者に対して防火水槽等の設置や防災備蓄倉庫の設置を義務付けている。

【施策の方向】

1 市街地の安全化対策の推進

- ①地震に関する地域危険度測定調査（第9回）で示された危険度の高い地域について道路整備や沿道緑化、沿道建築物の不燃化・耐震化等を図り、市街地大火発生時の延焼遮断帯をはじめ、地域と指定緊急避難場所を連絡する避難路等の整備を「都市計画マスタープラン」に基づき促進する。
- ②地域住民及び事業所等と共同して、地域の防災課題を明らかにし共有化を図る。
- ③地域住民等の防災意識を啓発しブロック塀等重量塀のフェンス・生垣化、家屋の耐震不燃化、家具等の落下・転倒防止、狭あい道路の拡幅や隅切り整備等の改善を図る。
- ④市内の看板や自動販売機等について、防災、防犯、景観、環境等の観点から設置の有無、設置基準等を検討する。

2 地域消防力の強化

震災時における消防活動を強化するために消防水利やスタンドパイプ等消火用設備の整備、消防団体制の充実を図る。

3 市民・事業所等の出火防止対策と火災対応力の向上

- ①市民・事業所等は、火気使用設備・器具の周囲と保有距離を確保し、固定化等の安全対策を推進する。また、消防署及び消防団と協力して日常及び震災時の火気管理、初期消火や隣接家屋における延焼防止対策等の火災対応能力を向上する。
- ②市は、感震ブレーカー、住宅用消火器、地域配備消火器の普及に努める。
- ③市は、住宅用火災警報器の定期的な点検及び更新の重要性について周知・啓発する。また、未設置住宅への設置や設置済み住宅の更新を促進するため、助成を行い誘導していく。

4 高層住宅の防災対策の推進

高層住宅における自主防災組織を育成し、地震時の家具等の転倒防止、出入口ドアの歪みによる閉塞時の対応、各戸備蓄の促進、エレベーターの閉じ込め防止策、階段利用が困難な方の支援等をあらかじめ検討するとともに、定期的な訓練を実施するよう建物所有者、居住者等に働きかける。

5 エレベーターの早期復旧体制の構築

地震でエレベーターが停止し、ビルやマンションの機能が麻痺することが予想されるが、エレベーターを点検し、再開するための保守要員は限られているため、1ビルにつき1台のエレベーターを復旧することを原則とし、できるだけ多くのマンションやビルの機能回復を早期に図ることが必要である。

市は、都及び社団法人日本エレベーター協会等と協力して、「1ビル1台」ルールの徹底をエレベーター保守管理会社に要請するとともに、広く市民・事業者等に普及啓発する。

【事業計画】

●：当該事業の取まとめ課

事業名	事業内容	令和5～6年度	令和7～9年度	所管課
市街地の安全化対策の推進	幹線道路の整備、沿道建築物の不燃化・耐震化、緑化等による延焼遮断帯の整備を図る。	道路整備、建物の耐震・不燃化、沿道緑化等延焼遮断帯の整備 →		●都市計画課 道路交通課
	地域の防災課題の把握、意識啓発。住宅の耐震化・不燃化、ブロック塀等のフェンス・生垣化、家具等の落下・転倒防止、狭あい道路の改善等を図る。	地域の防災課題の把握、地域における共有化 → 住宅の耐震不燃化、ブロック塀等のフェンス・生垣化の啓発 →		防災安全課 道路交通課 都市計画課 環境政策課
地域消防力の強化	消防水利、消火設備の整備、消防団体制の充実。	スタンドパイプ配備事業の実施 → 開発等に伴う防火水槽の整備、地域配備消火器の設置、スタンドパイプの活用 →		●防災安全課 都市計画課
市民・事業所等の出火防止対策の推進と火災対応力の向上	市は、消防署と協力し、住宅用火災警報器の更新や感震ブレーカー、住宅用消火器、地域配備消火器の設置を促進するため、PRに努める。	→ 随時実施 →		防災安全課
	市は、住宅用火災警報器の更新及び未設置住宅の設置促進のため設置助成や広報等により普及啓発を行う。	住宅用火災警報器に関する広報更新及び設置に対する助成制度の設置 →		防災安全課
高層住宅の防災対策の推進	自主防災組織の育成、災害時対応計画の作成、防災訓練等の実施。	→ 随時実施 →		防災安全課

第4章 市民・事業所等の自発的活動の推進

第1節 地域防災活動の充実

- 阪神・淡路大震災では、要救助者約35,000人のうち、約8割の27,000人が近隣住民等により救助され、地域における共助の必要性があらためて認識された。
- 地域住民の防災意識の啓発、防災リーダーの育成や自主防災組織等を充実し、地域防災力の向上を図る。

【現状と課題】

1 地域防災力の向上

(1) 市民防災意識の啓発

- ①市では防災出前講座、NPO 防災講座、地域防災訓練および自主防災組織の技術訓練や視察研修等を実施し、市民の防災意識の啓発等を行っている。
- ②市民防災意識の啓発事業を充実・普及し、市民による地域の防災管理を促進するよう市と市民の協力と連携が欠かせない。

(2) 自主防災組織等の結成状況

- ①自主防災組織は、令和4（2022）年度現在、27団体である。
- ②地域の防災力を向上するため、今後も地域、マンション、団地等において自主防災組織等の結成を図っていく必要がある。

※ 資料 「自主防災組織及び自主防災組織資機材庫設置場所一覧」参照

(3) 消防団活動

- ①消防団員数は、全国的に減少傾向が続いている中、令和4（2022）年度現在、定員及び現員ともに126人である。
- ②消防団活動は、火災発生時及び風水害時の出動をはじめ、普段の火災予防、地域防災訓練等における訓練指導等を実施している。

(4) 地区防災計画の策定

北二丁目地区では、北二丁目みどり会、四小南自治会が中心となり、市内で最初のモデル地区として、平成30（2018）年3月に問題や課題を取りまとめた北二丁目地区防災診断図を踏まえ、今後の取組みについてまとめた地区防災計画書を作成した。当計画は市の地区防災計画として位置付ける。

この実績を踏まえて地区防災計画策定の輪を他の自治会等へ広げて地域の防災力を向上させていくことが必要である。

※ 資料 「地域防災計画 作成ガイドライン」参照

【施策の方向】

1 地域防災活動の強化

地域防災力の向上を図るため市民、事業所をはじめ市や学校等は、それぞれの立場でかつ相互に連携して防災対策を推進するとともに地域防災活動への意識向上に努める。

- ①市は、防災訓練、防災出前講座、市報、市ホームページ、各種広報紙等を通じて市民、事業者等における防災意識の啓発を図るとともに市民防災力を向上する。
- ②学校・幼稚園、認定こども園、保育園等、児童館、学童保育所は、平常時から自治会や自主防災組織等と連携協力して初期消火訓練、施設外への避難誘導訓練、防災資機材の相互利用等を実施し、児童・生徒、職員、保護者等の防災意識の向上を図る。
- ③事業所は、自衛消防訓練の機会をとらえ、活動技能を向上させるとともに事業所防災計画の策定の徹底を図る。また、市、消防機関及び各種団体等が作成する防災に関する広報パンフレットの活用、防災研修会等への参加などを通じて従業員等の地域防災活動への意識向上を図るとともに、地域での防災訓練等に積極的に参加し、地域での共助関係を構築し、災害対応能力の向上を図る。
- ④市が行う各種行事や地域のコミュニティ活動に防災を位置づけ、日常から市民の防災意識の向上を図る。

2 自主防災組織等の結成と活動の強化

- ①市及び防災関係機関は相互に連携して、地域における組織的な防災活動の必要性について啓発し、自主防災組織等の結成に向けた取り組みを強化する。
- ②市は、自主防災組織の結成を促進するため、地域で活動しているグループマンション管理組合、商店会、企業、学校などに対して自主防災組織等の結成を呼びかけるとともに各自自主防災組織等の活動実態に即した支援制度を検討する。
- ③自主防災組織は、地域の学校や事業所等と相互に連携し、日常から防災情報の提供や災害時における活動協力等を行い、防災活動の強化を図る。
- ④自主防災組織の活動を強化し、地域環境の安全点検、家具等の転倒防止、ブロック塀の安全化、商店等の看板の落下防止等についての普及啓発活動を推進する。
- ⑤自主防災組織のメンバーに女性部員を加え、災害対策を強化できるよう働きかける。

3 地区防災計画の策定

地域の居住者及び事業者等は、共同して行う防災活動に関する計画（以下、「地区防災計画」という。）を策定し、市の地域防災計画に同計画を規定することにより、相互に連携して地区の防災活動を一層向上させる。策定にあたっては「地区防災計画作成ガイドライン(案)」(国立市行政管理部防災安全課平成26(2014)年の周知を図る。

地区防災計画の主な内容は、計画の対象範囲、地区の防災マップの作成と普及、平常時の活動や災害時の活動、訓練等による災害時対応力の習得等である。

4 消防団活動の充実と地域防災活動への支援

- ①消防団活動を強化・充実させるため訓練の充実、資機材及び器具置場の維持管理、団員の継続的な確保等を図る。
- ②地域防災活動を充実するため、自主防災組織との連携を一層強化する。
- ③自主防災組織や市民組織が実施する人命救助、消火活動訓練等の指導や防災器具の使用方の指導等を通じて、地域防災活動の支援を強化する。
- ④消防団員への訓練にe-ラーニングを活用するなど、能力開発の促進を図っていく。

【事業計画】

●：当該事業の取まとめ課

事業名	事業内容	令和5～6年度	令和7～9年度	所管課
地域防災活動の強化	防災訓練等による市民や事業所等の防災力の向上を図る。	防災訓練、防災出前講座、市報等による意識向上		防災安全課
自主防災組織等の結成と活動の強化	自主防災組織等の結成及び活動実態に即した支援の推進。	自主防災組織 現在 27 組織 → 40 組織 活動実態に即した支援の推進		防災安全課
	国立市まちづくり条例で防災備蓄倉庫の設置や防災資機材の備蓄等を誘導する。	随時実施		都市計画課
地区防災計画の策定	地域の居住者及び事業者等は、共同して行う防災活動に関する計画(地区防災計画)を策定し市地域防災計画に規定する。	地区防災計画に係る周知活動		防災安全課
		計画の策定(目標3地区)		
消防団活動の充実及び地域防災活動への支援	消防団資機材等の充実を図り、市民・事業所等地域防災活動の支援を強化する。	資機材等の充実、地域防災活動への支援		防災安全課

第2節 ボランティアの育成と登録

- 災害時には、避難所の運営支援や被災住宅の後片付け、要配慮者の生活支援等多くの支援が必要とされる。阪神・淡路大震災では、全国から多くのボランティアが支援活動に参加したが、受け入れ体制やコーディネートが十分に機能しなかった。また、東日本大震災では、多くの社会福祉協議会が被災し、災害ボランティアセンターが立ち上げられない状況が数多くあった。
- 国立市では、災害時に国立市社会福祉協議会が「災害ボランティアセンター」を設置し、ボランティアの受け入れ・コーディネートを行うこととしているが、市内及び全国から参加する災害ボランティアとの連携を図り、円滑な対応を行うことができるよう備える必要がある。

【現状と課題】

1 災害ボランティアの育成

(1) 災害ボランティアの受け入れ

- ①国立市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）では、「くにたち災害ボランティアコーディネートマニュアル（案）」（平成25（2013）年3月）を作成し、災害ボランティアの受け入れやコーディネート等の体制等を示して災害に備えつつ、現状に合わせたマニュアル策定を継続中である。
- ②市は、市社協と「災害時におけるボランティア活動等に関する協定書」を取り交わし、1）災害ボランティアセンターの設置、2）活動の協力依頼、3）資機材等の確保、4）費用負担等について定めている。
- ③東京都は、東京ボランティア・市民活動センターとの連携による災害ボランティアコーディネーターの計画的な養成、東京都災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施している。また、「東京都防災ボランティアに関する要綱」（平成7（1995）年5月）に基づき平常時から「防災（語学）ボランティア」、「応急危険度判定員」、「被災宅地危険度判定士」、「建設防災ボランティア」の登録を進めている。さらに警視庁による「交通規制支援ボランティア」、東京消防庁による「東京消防庁災害時支援ボランティア」、日本赤十字社による「赤十字ボランティア」との連携も図っている。

(2) ボランティアの啓発と登録

市社協では、災害ボランティアの啓発を目的として、「防災まち歩き」や公民館と共催し防災講座を開催しており、フェイスブック、ツイッター等も用いることで情報発信の充実を図っている。

また、令和2（2020）年11月より国立市ボランティアセンターでは公式LINEの運用を開始し、WEBによるボランティアの活動希望登録、ボランティア募集の登録等が可能となっている。

【施策の方向】

1 国立市における災害ボランティアの活動支援

- ①市は、市社協との協定に基づき、連携して災害時におけるボランティアの活動支援を行う。また、協定書は必要に応じて適宜見直しを図る。
- ②市は、市社協が災害ボランティアセンターの設置、資機材の確保等を円滑に行うことができるように災害時対応マニュアルの改定や検証訓練等の支援に当たる。
- ③災害時にボランティアの受入を円滑に進めるため、受入先について市ホームページや市報への掲載、くにたちメール配信、国立市公式 SNS による情報伝達、公共施設への掲示等を迅速に実施する。

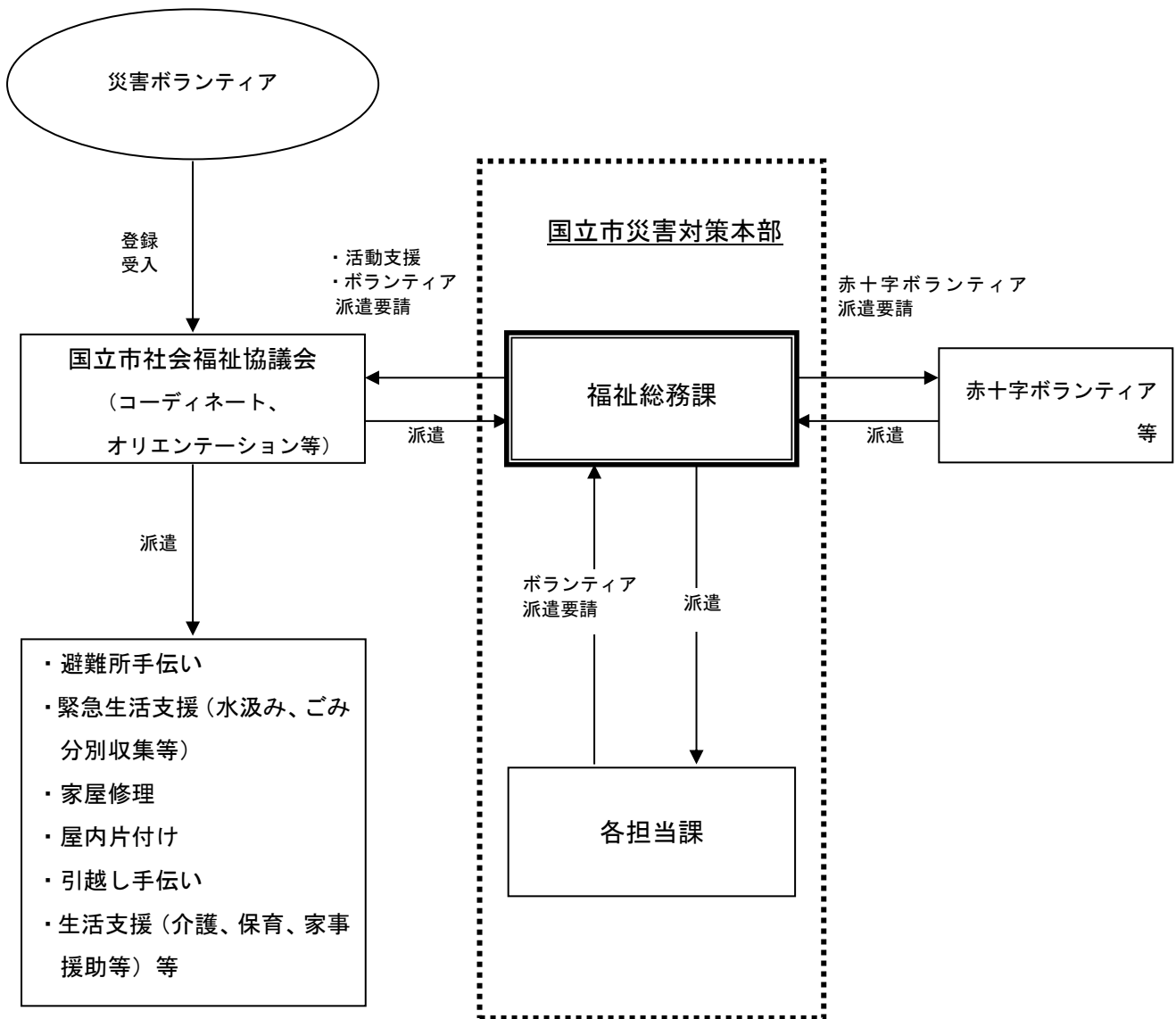
2 赤十字ボランティア等の活用

- ①市は、災害時における赤十字ボランティアの派遣要請等について、福祉総務課を通じて行う。
- ②災害時に市社協に登録した専門資格等を有するボランティアへの市からの派遣要請及び受入は、福祉総務課が窓口となり実施する。
- ③福祉総務課は、災害時にボランティアの派遣要請や受入等迅速な対応が必要とされるため、平常時から災害時の対応マニュアル等を準備する。

3 市民・事業所等における災害ボランティアの育成と登録の推進

- ①市と市社協は、市民・事業所等が災害時に自発的にボランティア活動を実施できるよう、NPO 等と連携して日常から災害ボランティアの重要性、活動分野の広報、必要な情報の提供等を行うとともにボランティア養成講座等を実施し意識啓発に努める。
また、災害ボランティアグループの立ち上げと平時からの活動の場を提案する。
- ②市は、指定避難所等で要配慮者の対応を行うため、日頃から資格を有する市民等に対して協力を要請し、市社協が実施する災害ボランティアへの登録を推進する。
- ③企業・事業所は、災害時に自らの安全性を確保するとともに、従業員等が積極的にボランティア活動に参加できるよう、平常時から防災意識の啓発や知識の習得を図る。
- ④学校等は、平常時から防災副読本等を活用し、児童・生徒の防災意識の啓発と災害時における災害ボランティア活動への理解を深める。

【 国立市における災害ボランティア活動支援 】



【事業計画】

●：当該事業の取まとめ課

事業名	事業内容	令和5～6年度	令和7～9年度	所管課
災害ボランティア対応マニュアルの作成	ボランティアの派遣要請や受入等、災害時に迅速な対応を取るためのマニュアルを作成する。	災害時対応マニュアル作成		福祉総務課 ● 国立市社会福祉協議会
市社協の災害時対応マニュアルの検証・改定	市社協の災害時対応マニュアルに基づいた訓練等を通じて検証する。	災害時対応マニュアルに基づいた訓練による検証		福祉総務課 ● 国立市社会福祉協議会
市民・事業所等災害ボランティアの育成	災害ボランティア養成講座を実施し、市民や事業所等の災害ボランティアの登録を推進する。	講座の実施及び登録の推進		福祉総務課 ● 国立市社会福祉協議会

第3節 防災訓練の充実

- 市民、事業所、市等は、防災訓練を通じて防災意識を向上するとともに防災知識を習得し、災害の発生防止や適切な応急対策を推進する。
- 市が実施する防災訓練について、より実践的な訓練を推進することにより、様々な災害発生時に備える。

【現状と課題】

1 防災訓練の実施

(1) 総合防災訓練

市では毎年、市民、自治会、自主防災組織、消防団、警察署及び消防署等の防災関係機関と協力して総合防災訓練を実施し、防災意識の啓発と災害時の対応能力の向上を図ってきた。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、3年ぶりの開催となった令和4（2022）年度における訓練については、実施方法を変更して2日間にわたって開催し、避難所開設の夜間訓練及びフェスタ形式の訓練を実施した。夜間訓練では夜分にも関わらず、大勢の参加者が来場し市民の災害への関心の高さが伺えた。またフェスタ形式の訓練には、親子で楽しむことができる多様なブースを設け、来場者が楽しみながら会場を周遊することで自然に防災意識が向上し防災知識を習得できる形態として実施したところ、非常に多くの来場者を得ることができ、今後の訓練を実施する際の大きなヒントを得ることができた。

(2) 避難所運営訓練

- ①指定避難所では、避難所運営訓練を実施し、避難者の生活再建に向けた応急生活の円滑化に努めている。
- ②国立第五小学校指定避難所では、平成29（2017）年度～令和元（2019）年度（令和2（2020）～令和4（2022）年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止）にかけて、宿泊訓練を実施している。
- ③令和元年東日本台風対応時に避難所開設した課題を受け、令和2（2020）年度に指定参集職員を対象として風水害時における避難所開設訓練を実施した。感染症対策を含めた実地訓練のほか、国立市版 HUG（避難所運営ゲーム）を実施している。

(3) 災害対応図上訓練

市総合防災計画及び「国立市事業継続計画」の習熟を図るとともに災害対応力を向上するため、各部が実施する対応業務について図上訓練を実施している。今後も、災害対策本部及び各部の所掌業務を円滑に実施するための訓練等を企画し、市の災害対応力を向上していく。

■事業（業務）継続計画とは

災害発生時に優先的に取り組むべき重要な業務を継続し、最短で事業の復旧を図るために事前に必要な資源の準備や対応方針及び手段を定めた計画

Business Continuity Plan (BCP)

(4) 災害時応急対策のための職員研修

- ①過去の災害事例を踏まえて、職員の防災意識の啓発と災害対応を学ぶために、災害イメージ訓練（DIG）、災害時応急対応訓練、避難所運営訓練等を実施した。今後は、訓練計画を立案し訓練による到達目標を定めて実施していくことが重要である。
- ②災害対応をより向上させるためにも、各部の所掌業務をテーマとする具体的な訓練等を計画し、取り組んでいく必要がある。

【施策の方向】**1 訓練プログラムの作成と実施**

- ①市民及び市職員の防災意識を啓発し、災害時の対応を計画的に習得するために、年間訓練プログラムを作成し着実に実施する。
- ②訓練プログラムは、市民（健常者、要配慮者）、事業者・団体、防災関係機関、市職員（幹部職員、一般職員）、災害ボランティア等の対象と訓練目的を明確にして作成する。

2 訓練の質の向上

- ①訓練プログラムに基づき実施する訓練は、その内容等について評価を行い、課題を抽出して次期訓練に反映し質の向上を図る。
- ②市民、事業所、団体等が参加する訓練は、会場のインフォメーションや訓練内容の解説などを充実し、実施する訓練内容について誰もが理解できる体制をつくる。
- ③防災知己の普及等を推進する際には、多様な視点の違いに配慮した訓練内容とする。

3 防災訓練による災害対応力の強化

市が主催する訓練は、市民、事業所等の災害対応力を向上するための訓練とする。また、市は、市民や事業所等が協力して実施する地域の防災訓練への支援を強化する。訓練の内容は、次のものが考えられる。

■市が主催する防災訓練（例）


名称（仮）	内容
本部運営訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・本部設営から初動期、応急期における災对本部の対応訓練 ・災害対策本部会議運営訓練 ・情報統括班の活動訓練 等
各部災害対応訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・各部の所掌業務及び国立市事業継続計画に基づく活動検証訓練 ・情報収集・伝達訓練 ・協定事業者との連携訓練 ・福祉避難所開設・運営訓練 ・住家被害認定調査訓練 ・被害家屋調査に係る図上訓練 ・り災証明発行訓練 ・受援対応訓練

	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理図上訓練 ・保健活動訓練 ・帰宅困難者対応訓練 等
医療救護活動訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・トリアージ訓練 ・医療救護所開設・運営訓練 等
総合防災訓練	市及び市民、事業者・団体、防災関係機関が協力して市民等の啓発を目的として毎年実施する訓練
防災意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ①市総合防災計画、各種マニュアルを用いた職員研修 ②各種テーマに応じた外部講師を招いての研修 ③その他

■市民・事業所と協力する訓練（例）

名称（仮）	内容
安否確認訓練	居住地における被災直後の安否確認・救出等の対応訓練
要配慮者避難誘導訓練	避難を必要としている要配慮者の安否確認・避難所への誘導訓練
避難所設営・運営訓練	避難所運営委員会が中心となり避難所の設置及び避難者の名簿作成や避難居室の設置等、避難所の運営実施に係る訓練
物資調達・配布訓練	避難所や地域における必需物資の調達及び市民への配布訓練
防災意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ①各種テーマに応じた防災出前講座（子育て世代のための講座、事業所を対象とした講座、防災機器の取扱い等） ②その他

【事業計画】

事業名	事業内容	令和5～6年度	令和7～9年度	所管課
訓練プログラムの作成・実施	総合防災訓練、避難所運営訓練等を計画的に実施する。	年次計画に基づく防災訓練、避難所運営訓練等の実施		防災安全課

第4節 要配慮者の避難支援

- 自然災害が発生した場合、必要に応じて誰でも安全な場所へ円滑に避難できることが必要である。しかし、高齢者やしょうがいしゃなどの中には、何らかの手助けなしには避難が困難な者も多くおり、阪神・淡路大震災や東日本大震災等においては、高齢者やしょうがいしゃ等の要配慮者における被災事例が特に多くなっている。
- 高齢者やしょうがいしゃ等の要配慮者が、災害発生時において安全に避難し、安心して避難生活を送れるよう避難支援への取り組みを一層促進する必要がある。

【現状と課題】

1 避難行動要支援者の支援

- ①平成25（2013）年6月の災害対策基本法の一部改正により、要配慮者と避難行動要支援者が定義されるとともに、避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられた。市では、平成28（2016）年度に国立市災害時避難行動要支援者避難支援プランを策定し、避難行動要支援者名簿を作成している。
- ②令和3（2021）年の災対法一部改正により、避難行動要支援者の個別避難計画（以下「避難支援計画」という。）の作成について努力義務となった。
- ③年に1回程度、避難行動要支援者名簿登載者に登録内容の更新等と併せて名簿情報の提供について同意確認を実施している。名簿提供の同意を得た避難行動要支援者については、立川警察署及び立川消防署に情報提供している。
- ④市では、平成24（2012）年度から地域を主体として「災害時要配慮者避難支援事業」を実施してきた。令和4（2022）年度現在、青柳一丁目地区、北二丁目みどり会地区と東南部自治会の3地区で実施中であり、今後も地域が主体となって要配慮者の避難支援事業を推進する。
- ⑤避難行動要支援者の避難支援や安否確認については、地域自治会等の協力が必要であり、地域と連携して災害時に実行性のある取り組みを実施することが求められている。

【施策の方向】

1 避難行動要支援者の避難支援

（1）避難行動要支援者名簿の作成

①避難行動要支援者の範囲

要配慮者のうち、次の要件に該当する者を避難行動要支援者とする。

ア 介護認定区分が要介護3以上の者

イ 次の等級で身体障害者手帳の交付を受けている者

（ア）視覚障害者1～3級

（イ）聴覚障害者1～3級

（ウ）肢体不自由者1～4級

ウ 愛の手帳1～2度の交付を受けている者

エ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者

オ 難病患者

カ 上記ア～オに該当しない者のうち、本人もしくはその代理人が災害時に自ら避難行動が

困難であると申し出た者又は避難支援等関係者の判断により避難行動要支援者として名簿への掲載の求めがあった者で、市長が必要と認める者

(2) 避難行動要支援者名簿の提供

①避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

災害の発生に備え、本人の同意が得られた場合は、名簿に記載されている情報を避難支援等関係者となる者に対してその求めに応じて事前に名簿に記載された情報を提供する。なお、避難支援等関係者が管理・担当している地域が市内の一部である場合は、その管理・担当している地域に該当する名簿情報を提供する。

避難支援等関係者となる者は次のとおりとする。

- ア 立川警察署
- イ 立川消防署
- ウ 国立市消防団
- エ 国立市社会福祉協議会
- オ 国立市の民生委員・児童委員
- カ 国立市内の自主防災組織
- キ 国立市内の自治会、町内会又はマンション等管理組合

※ウ～キについては、名簿の提供について検討していく。

②名簿情報の提供に際しての情報漏えい対策

平常時の避難支援等関係者に対する避難行動要支援者名簿の提供に際し、情報漏えいを防止するため、市は次の措置を講ずる。

- ア 担当する地域に限定した避難行動要支援者の名簿を提供するなど、避難支援等関係者が必要とする情報のみを提供する。
- イ 災対法第49条の13に規定する避難支援等関係者の守秘義務について周知する。
- ウ 名簿は施錠できる場所へ保管する、名簿の複製を原則として禁止する、名簿を取扱う者及び閲覧者を限定する等の指導を行い、必要に応じて、個人情報の取扱いに関する研修等を実施する。

③災害時における名簿情報の提供

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要と認めるときは、災対法第49条の11第3項に基づき、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供する。

④名簿情報の更新

市は、避難行動要支援者に該当する者の転入、転居、死亡、施設等への長期入所等を定期的に確認し、名簿を更新する。また、新たに名簿に掲載された避難行動要支援者には、名簿情報を提供することについての同意の確認を行う。

名簿が更新された場合、年に1回、既に名簿を提供している避難支援等関係者に対して最新の名簿を提供する。その際、古い名簿を市が引き取って処分する等、情報管理に留意する。

2 避難支援事業の促進

(1) 避難支援体制の確保

「災害時要配慮者避難支援事業」に取り組んでいる地域を中心に避難行動要支援者1人ひとりの避難支援計画（個別計画）を地域自治会等と協力し作成し、実効的な避難支援及び安否確認方法等を検討する。モデル地区を定め、地域を主体として当該事業を実施していくことで地域コミュニティの充実を図り災害時における要配慮者の避難支援体制の確保を推進していく。

また、警察署及び消防署を除く避難支援等関係者の安全を確保するため、支援に当たる際の留意点として本人とその家族等の生命及び身体の安全を確保した上で実施するものであることを周知する。また、避難行動要支援者に対しては、避難支援等関係者が必ずしも支援できるとは限らないことを周知し、理解してもらうとともに、自助努力による災害への備えを促す。

(2) 安否確認及び避難支援訓練の実施

日頃から、地域における要配慮者を把握し、安否確認及び避難支援訓練を実施し、災害時に円滑に活動できるように備える。

3 避難行動要支援者が円滑に避難するための情報伝達

市は、避難情報の伝達にあたっては、わかりやすい言葉や表現を心がけるとともに、その伝達手段として、防災行政無線のほか、広報車による広報やくにたちメール配信、国立市公式 SNS、緊急速報メールなどの複数の手段を活用する。

また、市は避難支援等関係者の協力を得て、避難行動要支援者に対して携帯端末へのくにたちメール配信や防災アプリの登録を促す。

【事業計画】

●：当該事業の取まとめ課

事業名	事業内容	令和5～6年度	令和7～9年度	所管課
避難行動要支援者の避難支援	モデル地区を定め、避難支援計画（個別計画）の作成を進める。	地区の選定 避難支援計画（個別計画）の作成	各地域での事業展開	●福祉総務課 しょうがいしゃ支援課 高齢者支援課 防災安全課
避難行動要支援者名簿の適切な管理更新	避難行動要支援者名簿の更新管理及び名簿情報の提供について事前同意者数を増やす。	名簿の更新管理、事前同意の促進		●福祉総務課 しょうがいしゃ支援課 高齢者支援課 防災安全課

第5節 学校、事業所等の防災体制の整備

- 阪神・淡路大震災や東日本大震災等の災害事例では、学校や事業所等が地域の防災拠点として活動することにより、被災者の救出・救護、地域への応急物資の配布、災害の拡大防止等に大きな役割を果たした。
- 学校、事業所等は、平常時から施設や設備の耐震化を図り、自らの防災体制を整備するとともに地域や市と連携し、一体となって防災活動を展開するよう備える。

【現状と課題】

1 学校・保育園等

- ①学校・幼稚園等は、令和3（2021）年度学校基本調査報告（令和3（2021）年5月1日）によれば、国公立を合計して35施設、教職員数2,835人、生徒・児童等数21,352人であった。
- ②保育園・学童保育所は、27施設、児童数2,503人（令和2（2020）年4月1日現在）であった。その他にも小規模保育所や家庭的保育事業所がある。
- ③教育部では、東日本大震災の発生を受けて「国立市立小・中学校における地震発生時の基本対応手順」を取りまとめ、各学校に示した。
- ④学校・保育園等では一部を除き、定期的に防災訓練や情報伝達訓練等を実施しているが、災害時に安全を確保する観点から、自らの施設・設備の防災性を確保するとともに市や地域との連携を図り防災力をより一層向上することが重要である。

2 事業所・商店会

- ①市内の事業所数は、平成28（2016）年経済センサス基礎調査報告によると平成28（2016）年7月1日現在で2,657事業所であった。国立市商工会加盟の事業所は1,022事業所（令和4（2022）年3月末現在）である。今後、防災面において具体的な連携強化を図っていく必要がある。
- ②事業所の防災対策は、特定の建物又は事業所の規模、用途、収容人数により消防計画を作成し、自衛消防組織の編成、避難誘導、防災訓練等が実施されているが、小規模な事業所では防火管理者の選任が困難なことがある。
各事業所における発災後の事業（業務）継続計画の存在が把握できていない。
- ③市は、国立市建設業協会、国立市上下水道工事店会、また小売業者等と災害時の応援協定を締結しており、訓練等を実施している。災害時の情報連絡や非常用物資等の受け渡し方法等について、より具体化していく必要がある。

【施策の方向】

1 災害時の活動体制の強化

- ①市立小中学校では、大地震時に児童・生徒等の安全を確保し、適切な応急対策を実施するため、「国立市立小・中学校における地震発生時の基本対応手順」を踏まえ災害時の体制や対応策を整備する。また、防災訓練により習熟を図る。
- ②事業所・商店会は、災害時には保有する資機材の活用、避難者への飲料水、炊き出し等の提供、帰宅困難者の待機場所への誘導等を実施し、市民や買い物客等への応急対策を支援する。
- ③学校、事業所等は、被災時でも日常業務を継続し、非常時の対応を迅速に実施し早急に機能の

回復を図るため「事業（業務）継続計画」を策定する。

- ④市は、消防機関と連携して、学校、事業所等における事業（業務）継続計画等の策定を支援するため、「国立市事業継続計画」をはじめ国や東京都等が作成するモデル計画の周知を図る。
- ⑤市及び事業所は、引き続き災害時における協力協定の締結を推進し、訓練等を通じて協力方法等の具体化を図る。

2 地域との連携強化

学校、事業所等は、災害時に自治会や自主防災組織等と協力して防災活動を推進する。そのため、平常時から初期消火等の相互支援、避難誘導、防災資機材の提供等防災訓練における相互連携を推進する。

3 私立保育所等における緊急保育等の実施

災害時には、市民の生活再建を支えるために新たな保育ニーズが予想される。このため、市は、あらかじめ私立保育所等との間で、緊急保育の実施、保育スペースの保護者への一時提供、必要に応じて市有施設の活用等について協議し協定を締結する。

【事業計画】

●：当該事業の取まとめ課

事業名	事業内容	令和5～6年度	令和7～9年度	所管課
災害時活動体制の強化	学校、事業所、商店会等における災害時活動体制を整備する。また、市と事業所は、災害時に備えて協力協定を締結する。	「国立市立小・中学校における地震発生時の基本対応手順」を踏まえた体制等の整備、訓練による習熟	事業（業務）継続計画の整備 事業所との協力協定の締結	●教育指導支援課 まちの振興課 防災安全課
地域との連携強化	学校、事業所等は、平常時から防災訓練等を通じ、地域との連携を強化する。	防災訓練等による相互協力の強化		●防災安全課 教育指導支援課 まちの振興課
私立保育園等における緊急保育の実施	災害時に私立保育園等が緊急保育等を実施する場合の支援内容を協議し、協定を締結する。	災害時の緊急保育の実施等について検討	災害時の協力協定の締結	●保育幼児教育推進課 防災安全課

第5章 災害対応能力の向上

第1節 危機管理体制の整備

災害時に市民の生命・身体・財産を守ることは市の使命である。過去の災害においても行政の初動対応の遅れが被害を拡大させていることから、災害発生直後から即応できる危機管理体制を整備することが必要である。

【現状と課題】

1 災害対策本部の設置

- ①災害対策本部の設置は、国立市災害対策本部及び国立市健康危機管理対策本部条例、国立市災害対策本部及び国立市健康危機管理対策本部条例施行規則によって定められている。災害対策本部が応急対策を立案するために情報統括班を配置（本庁舎1階東臨時事務室に設置）し情報収集・情報分析を行う。情報統括班の活動スペースについてはレイアウト（案）を作成し、定期的に訓練を実施している。必要な資機材の確保や運用の検証等については今後も継続・更新していく必要がある。
- ②万一、庁舎が使用不能となった場合は、くにたち市民総合体育館に災害対策本部を設置する。
- ③各部署が災害応急復旧業務において必要となる活動スペースの割当についても案を作成しているが、活動に十分なスペースの確保が難しい状況にある。
- ④職員の食料、就寝場所等が十分に確保されていない。また、勤務体制等の指針もないため、ローテーション等を早期に組むことが困難である。
- ⑤庁舎の非常電源は燃料タンク（軽油）が満たされている状態で連続約72時間稼働する想定となっている。給油により最大約168時間の連続運転が可能である。

2 初動体制

震災に対しては、職員の参集基準として第1次配備体制から第3次配備体制を定めており、震度に応じて自動的に職員が参集することとなっている。また、避難所へ直接参集する指定参集職員を指名している。

各部署における初動対応については、平成26（2014）年度に「国立市事業継続計画」を作成し、業務の優先順位を決定しているが、具体的な初動活動マニュアルは未整備なため、市庁舎に参集した職員が実施すべき初動業務をリストアップし、手順等を作成する必要がある。また、初動対応に関する訓練として、非常時参集訓練を実施しているが、発災した場合に真に何人参集できるのか人員を算出することは難しく、実際にどれほどの職員が集まることが可能なのかが不透明である。職員の意識啓発をより一層強化するためにも初動時の活動体制を構築するためのより具体的な計画や訓練を実施する必要がある。

3 情報収集・提供体制

（1）被災直後の情報収集

- ①市職員が参集途上において被害状況を把握して報告する体制は整備できていない。

②被災直後には、テレビ・ラジオ等の他、市の保有する MCA 無線（半固定型、携帯型計 133 局）を活用し、関係機関との情報連絡を図ることが可能である。ただし、防災行政無線と異なり、輻輳の可能性は否定できない。

③情報収集、被害調査報告の具体的な体系づくり及び訓練が必要である。

（2）情報提供、広報

①市民への情報提供は防災行政無線（市内 32 箇所に子局を設置）で放送するほか、広報車で巡回、印刷物の配布・掲示にて行う。インターネット接続が可能な場合には、くにたちメール配信や緊急速報メール、国立市公式 SNS 等による文字情報での伝達や、市ホームページを活用する。くにたちメール配信、緊急速報メールは防災行政無線の合成音声放送と連動させることによって、メールと放送を同時に発信することが可能である。

市民等への広報や情報提供については、現在作成している定型文（案）の更新を行うとともに関係部署と連携した訓練等を実施し、検証・修正を行っていく必要がある。

②災害時要配慮者（特に聴覚しょうがいしゃ・視覚しょうがいしゃ・外国人）に対する多様な情報提供が必要であり、各団体等との調整を踏まえて検討する必要がある。

③東京都との連絡については、東京都防災行政無線及び DIS により行う。

④報道機関への発表については、記者会見の設定や発表資料の作成方法のマニュアル化、マスコミの車両駐車場及び記者室設置についても検討が必要である。また、マスコミへの取材自粛要請や必要としている物資や支援を迅速に発信するための方法の検討も必要である。

4 り災証明書発行体制

①平成 26（2014）年 7 月に国立市り災証明書等交付要綱を制定した。

②平成 25（2013）年の災対法改正により、市町村長がり災証明書を遅滞なく発行することが明記されたことに関連し、地震発生時の火災の調査及びり災証明書の発行を円滑に行うため、平成 30（2018）年 4 月に立川消防署と「災害時における火災被害に係るり災証明書発行に関する協定」を締結した。

③平成 28（2016）年 11 月に東京都が主導となり、「被災者生活再建支援システム」を都内自治体で共同導入するための東京都被災者生活再建支援システム利用協議会を立ち上げ導入作業を進めてきた。国立市では平成 30（2018）年度に当該システムを導入している。

今後は本システムを用いて、り災証明書発行に向けた調査や交付体制、マニュアル等を整備していく必要がある。

【施策の方向】

1 災害対策本部の設置及び強化

①災害対策本部の設置に必要となる資機材や確保方法等について、定期的に訓練等を実施し、更新・修正を行う。

②災害対策本部の活動に必要となるスペースは十分になく、限られたスペース内において工夫した活用方法を検討せざるを得ない。優先すべき業務を定め、柔軟に対応できるような配置を継続して検討する。また、市有施設の新設や執務スペースの変更等に応じて修正を行っていく。

- ③発災から本部の設置、運営までの流れを図上訓練等により検証して適宜改善を図る。
- ④職員が詰める場合の食料、飲料水、日用品の確保及び就寝場所等の整備を図る。

2 初動体制の確立

- ①初動活動マニュアルを早急に整備し、訓練によるマニュアルの検証、修正を行う。
- ②初動体制職員向け休憩場所及び寝具等を準備する。
- ③災害対策本部設置訓練及び職員参集訓練等を充実させるとともに、各部課における初動対応訓練を実施する。

3 情報収集・提供体制の整備

- ①被災直後から市内の被災状況を迅速に把握するため、あらかじめ現地調査報告要領を定めることを検討する。また、携帯メールや画像メール等を活用した収集手段を検討する。
- ②収集した情報の整理・共有や情報の空白地帯の解消について習熟するため図上訓練の実施を検討する。
- ③災害時における情報発信をくにたちメール配信や国立市公式 SNS でも行うことを市民に周知し、くにたちメール配信等へ登録するよう市民への働きかけを行う。
- ④コンビニエンスストア、ガソリンスタンド、タクシー会社等市内事業所との協力による情報収集を検討する。
- ⑤職員等の安否確認システムの導入を検討するとともに、それまでの間は、各部課で所属職員の安否確認を行うため、職員に対して、安否情報の報告を徹底する。
- ⑥地震等の大災害時の広域応援受け入れ体制を確保するため、上空から施設の名称等が認識できるよう市立小中学校の屋上を活用し、改修工事の機会にヘリサインを整備するよう検討する。

4 広報体制の整備

- ①被災後、迅速に市民に対して市内外の被災状況をはじめ、医療情報やライフラインの復旧情報、避難生活情報、生活再建情報等を広報するために、日常から対応マニュアル等を整備する。
- ②聴覚しょうがいしゃ、視覚しょうがいしゃ、外国人に配慮した広報手段の整備について関係団体等と検討する。
- ③マスコミ対応窓口の設置及び対応マニュアルを検討する。またマスコミの車両駐車場及び記者室設置等について検討する。
- ④外部からの支援を効果的に活用できるよう、市が必要としている物資や支援の的確な発信方法について検討する。






5 大規模事故対応マニュアルの作成

市は、市内に航空機や列車事故、爆発等の大規模事故が発生した場合を想定した対応マニュアル（大規模事故対応マニュアル）を作成する。

【事業計画】

●：当該事業の取まとめ課

事業名	事業内容	令和5～6年度	令和7～9年度	所管課
災害対策本部の設置準備	災害時の本部機能を確保するため設備等の整備を図る。	本部設営訓練の実施及び必要な物品の確保 →		防災安全課
		災害応急復旧業務の活動スペースの検証 →		
災害活動マニュアルの整備	災害時の初動体制を確立し、各課の応急マニュアルを整備する。また、初動活動職員用備品を整備する。	職員向け初動活動マニュアルの作成 →	マニュアルの周知、研修会の実施 →	防災安全課
		各課応急マニュアルの作成 →		各課
		初動活動職員用備品の検討・確保 →		防災安全課
		災害従事職員用食料等の管理・更新 →		
大規模事故対応マニュアルの作成	市内に大規模事故が発生した場合の対応マニュアルを作成する。		マニュアルの作成 →	防災安全課
情報収集・伝達手段の整備	災害時情報収集・伝達システムを整備・検討する。	くにたちメール配信の登録者数増加 →		防災安全課
		初動時の情報収集及び集約体制の検討 →		
ヘリサインの整備	市立小中学校の屋上を活用し、ヘリサインを計画的に整備する。	建物の改修にあわせた整備の検討・実施 →		防災安全課 ●建築営繕課 教育総務課
広報体制の整備	被災状況をはじめ、医療情報やライフラインの復旧情報等を広報するための体制等についてマニュアルを検証する。	マニュアルの検証及び修正 →		●市長室 防災安全課

<p>事業継続計画の検証</p>	<p>訓練等により国立市事業継続計画の検証を行い、定期的な修正を行う。</p>	<p>「国立市事業継続計画」の修正  図上訓練等の実施及び計画の修正 </p>	<p>●防災安全課 各課</p>
<p>り災証明書発行体制の整備</p>	<p>発災後1か月後のり災証明書発行を目指した体制の整備を行う。</p>	<p>調査及び発行に関するマニュアルの作成  消防署との連携体制の構築  被災者台帳及び被災者支援体制の検討 </p>	<p>●防災安全課 課税課 市民課 政策経営課</p>

第2節 救急・救護体制の整備

- 大規模な災害が発生した場合には、多くの負傷者が発生することが予想される。新たな被害想定では、立川断層帯地震（冬・18時、風速8m/秒を条件とする。）が発生した場合、国立市では負傷者706人、その内、重症者は127人発生することが予想されている。
- これらの人身被害を低減するためには、建築物や市街地の防災性を向上させるとともに迅速な救急・救護活動を支える体制の整備、医療機関との連携等を構築することが重要である。また、発災直後から公共施設や地域で救急・救護活動を実施できるよう職員や市民への意識啓発や知識を普及する必要がある。

【現状と課題】

1 災害時の救急・救護体制の整備

- ①災害時に医療活動を円滑に実施できるよう、令和4（2022）年度に国立市医師会（以下「市医師会」という。）、国立市歯科医師会（以下「市歯科医師会」という。）、国立市薬剤師会（以下「市薬剤師会」という。）及び東京都柔道整復師会多摩中央支部と協力して災害時医療救護活動マニュアルを作成した。
- ②市では、災害発生時には、市医師会との活動協定に基づき救護班の派遣を要請し、医療救護所等において救護活動を実施することとしている。また、重症者は災害拠点病院、中等症者は災害拠点連携病院に搬送することとしている。
- ③平成24（2012）年度に東京都の災害医療体制が変更となり、都内全域での広域的な調整を行うため、都及び市がともに災害医療コーディネーターをあらかじめ選任することとなっており、市災害医療コーディネーターを平成27（2015）年度に1名、令和2（2020）年度に1名、合計2名の選任を行った。
- ④平成24（2012）年度にトリアージ訓練を実施、令和4（2022）年度には市医師会、市歯科医師会、市保健師が参加した災害医療トリアージ研修を実施した。今後は、各組織の初動対応や連携について体制を強化するとともに訓練による災害対応力の向上を図る必要がある。
- ⑤国立さくら病院は市内唯一の救急告示医療機関である。北多摩西部二次保健医療圏の災害拠点病院は、独立行政法人国立病院機構 災害医療センター（立川市）、国家公務員共済組合連合会立川病院（立川市）及び東大和病院（東大和市）である。近隣の北多摩南部二次保健医療圏では、都立多摩・小児総合医療センター（府中市）である。
- ⑥負傷者の搬送について、消防署への搬送要請を行うとともに、市の車両やタクシーのほか、都への救急隊の派遣要請や民間患者等搬送事業者への要請を想定している。しかし、市内に配備されている救急車両は1台（立川消防署国立出張所）のみであること、また被災直後に市が行う搬送業務には限界があることなどを考慮すると、地域における応急救護や搬送体制の構築等が課題である。
- ⑦市では、立川消防署と連携して職員を対象とした普通救命講習を実施しており、継続して職員の救命技能の向上を図っている。また、自動体外式除細動器（AED）を配備している指定管理者が管理する施設については、いくつかの施設で講習を実施している。
- ⑧市民に対する応急手当の普及啓発は、消防署と協力し、女性消防団員が応急手当普及員として講習を行い、実施してきている。また、AEDの普及により、市民の関心は高まっている。

2 医療機関との災害時協力協定

災害時の救護・救急体制を確保するために、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、東京都柔道整復師会多摩中央支部と協定を締結している。

また、北多摩西部二次保健医療圏以外への重症者の搬送調整を円滑に行うため都立多摩・小児総合医療センターと協定を締結した。

3 医薬品の確保

保健センターに災害用医療セットが2セット（1,000人分）備蓄されており、市薬剤師会に委託し、毎年点検と入替えを行っている。

医薬品の卸売事業者6者と「災害時における医薬品等の確保・供給に関する協定」を締結し、発災後の医薬品調達手段を確保している。また、災害時医療救護活動マニュアルにおいて、発災直後における医薬品の確保について、医薬品等の供給を司る災害薬事センターを保健センターに設置し、市災害薬事コーディネーターが市災害医療コーディネーターと連携しながら、医薬品に関する情報収集や各種調整業務を担当する体制を構築した。

【施策の方向】

1 救急・救護体制の整備

市災害医療コーディネーター及び市医師会主導の下、災害時医療救護活動マニュアルに基づいた各種の訓練を行い、関係機関・団体等の習熟度を向上させるとともに訓練結果を通じて、内容の実効性を検証していく。

2 災害時医薬品の確保

①市は、市薬剤師会と協力して、備蓄医薬品の分散配置や備蓄医薬品のランニングストックとその活用について検討する。また、避難生活が長期化した場合の医薬品のあり方等について検討する。

②協定を締結している医薬品卸売事業者への発注方法について、協定先の医薬品卸売事業者の協力を得て、災害時医療救護活動マニュアルに基づいて、医薬品調達訓練を実施しマニュアルの実効性を検証する。

③平常時から個人が常時使用している薬については、お薬手帳を所持するよう周知徹底する。

3 災害時救急・救護施設等の業務継続

市内医療機関及び薬局等について、災害時でも業務が継続できるよう事業（業務）継続計画の作成とともに施設の耐震化、設備の自己点検、活動体制等の確保、防災訓練の実施等について取組を要請する。

4 救急・救命のための人材育成と知識普及

①市は、消防機関と連携して、引き続き市職員に対する普通救命講習を行い、応急手当の技術の習得に努める。

②避難所に指定されている小中学校の学校教職員について、教育部と連携して救命講習を実施するよう要請する。

- ③指定管理者が管理し、AED を設置している施設については、原則として救命講習を実施するよう委託条件の検討を行う等要請する。
- ④市と消防機関は、引き続き相互に連携して市民や自主防災組織等への救護意識の啓発と知識普及を推進する。また、より多くの市民が救急・救命のための知識を習得するよう方策について検討する。

【事業計画】

●：当該事業の取まとめ課

事業名	事業内容	令和5～6年度	令和7～9年度	所管課
災害時医療 救護活動マニュアルに基づいた訓練及びマニュアルの検証	国立市医師会等と協力して、訓練を実施し、訓練結果を基にマニュアルの実効性を検証していく。	訓練の実施、マニュアルの検証 →		●健康まちづくり戦略室 防災安全課
災害時医薬品の確保	国立市薬剤師会と協力して備蓄医薬品のランニングストックや避難生活が長期化した場合の医薬品のあり方等について検討する。	備蓄医薬品等の検討 → 薬剤師会、医薬品卸売協定先と災害時における医薬品調達体制の検討 →		●健康まちづくり戦略室 防災安全課
救急・救命のための人材育成	消防機関と連携し、行政職員の普通救命講習を実施し認定証の取得者の養成、既得者の更新、技術の習得に努める。	救命講習の継続的实施 →		防災安全課

第3節 指定避難所、指定緊急避難場所等の整備

- 大規模災害時には、被災直後から多くの市民が避難所等に避難することにより、避難者相互や施設管理者との間等で様々な混乱が予想される。
- 現行の避難所収容者数を上回る災害も想定されており、平常時から災害に強い市街地整備を進め、避難者の発生を抑制するとともに公共施設をはじめ民間施設等についても避難所等の災害時利用を検討する必要がある。

【現状と課題】

1 避難者数の想定（令和4（2022）年5月25日 東京都防災会議「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」より）

大地震時の避難者数は、次の通り想定されている。

想定地震	マグニチュード（M）・条件	避難者数（人）	夜間人口比*（%）
立川断層帯地震	M7.4、冬、18時、風速8m	24,190	31.4
多摩東部直下地震	M7.3、冬、18時、風速8m	9,238	12.0

*夜間人口 77,130 人

2 災害時の避難

大地震等の災害時には、市民は各家庭等で安全を確保し、あらかじめ指定した一時集合場所あるいは地域で定めた集会所等を活用し地域の被害情報の把握や住民の安否確認等を行い、状況により指定緊急避難場所あるいは指定避難所へ避難する。

■指定緊急避難場所・指定避難所とは

第3部第12章参照

3 指定避難所等の現状

- ①市内の指定避難所（市立小中学校 11 施設）の最大利用可能者数は約 11,000 人、避難所候補施設（集会所等 26 施設）の最大利用可能者数は約 3,000 人と推計されているが、感染症拡大防止の観点からソーシャルディスタンスを確保した場合、この推計よりも相当少なくなることが予想される。また、大地震時には、既存の施設だけでは想定避難者数を収容できないため、その他の公共施設や民間施設等についても災害時の活用を検討する必要がある。なお、高齢者やしょうがいしゃの福祉避難所として、福祉施設や私立学校と緊急の一時受入れに関する協定を締結している。
- ②大地震時等の市街地大火に備えて、一橋大学等の 6 施設を指定緊急避難場所に指定している。最大利用可能者数は、約 32 万人となっている。
- ③地震時等の災害時に住民相互の情報連絡や安否確認、また地域の避難に際して集団形成を図る場所として学校、公園等 36 施設を一時集合場所に指定している。

4 指定避難所等の運営

- ①指定避難所では、避難所運営マニュアルを整備し、災害時における避難所の運営に備えている。特に要配慮者の避難居室や備品の確保等、円滑な避難生活を送るよう配慮することが重要である。
なお、避難所運営マニュアルについては、作成時より年数が経過していることや新型コロナウイルス等の感染症への対応等、多様なニーズ（男女、性的マイノリティ等）とともに修正を行っていく必要がある。
- ②市は、指定緊急避難場所の管理者と災害時の情報連絡や避難者への対応等について具体化を図ってきた。今後も必要に応じて改善を図る必要がある。

5 新型コロナウイルス等の感染症対応

(1) 在宅避難と分散避難

避難所は過密状況となり、感染症が流行する可能性も高くなるため、安全な場所に住む知人や親戚宅を頼るなど、避難所以外の場所への分散避難のほか、自宅で安全が確保できる場合には自宅に留まる在宅避難といった避難方法を検討するよう市民に周知している。

(2) 避難所における主な対応

令和2（2020）年6月に作成した「避難所における新型コロナウイルス感染症の対応指針」に基づき、感染症対策の視点を新たに追加した運営をしていく必要がある。市職員を対象とした避難所開設訓練を令和2（2020）年9月に実施しているが、周知及び各避難所に適したマニュアル作成が必要となる。

①避難者受付の工夫

発熱者等の専用受付を設置するとともに、受付時に検温や手指消毒を徹底する。また、受付場所に避難者が滞留することを防ぐために避難者カードを配布し、避難居室に誘導する。

②避難居室における感染症対策

避難居室は、個人（又は家族）ごとに2m（最低1m）程度の距離を確保することに留意する。なお、人と人との距離が1mとなる区域に入る者はマスクを着用するようにする。パーソナルスペースの確保に伴う避難者受入れ人数の減少及びその受入れ先の確保が課題となっている。

③発熱者等のための専用居室・動線の確保

一般の避難者とは別に専用居室を確保するとともにトイレなどの共通空間の動線も区分けする。専用居室の確保が難しい場合は避難所用テントなどを使用する。発熱者等の人数によっては、専用居室の確保が難しいことが懸念される。

6 避難誘導標識の状況

避難誘導標識は、現在、避難所及び避難場所等について表示がなされている。今後は新設等に併せて、より分かりやすい表示に改善していく必要がある。なお、施設の老朽化や表示内容の変更等を踏まえて、誘導標識の撤去を実施している。

7 福祉避難所における訓練

市では、福祉避難所として13事業者と協定を締結しており、MCA無線による通信訓練等を実施している。福祉避難所の開設・運営訓練については、福祉施設の実情等ヒアリングを行っているが具体的な訓練等は一部を除いて実施できていない。

桐朋学園において、平成29(2017)年度、平成30(2018)年度に「国立市手をつなぐ親の会」及び「太陽と昴の会」の協力のもと、しょうがい当事者の保護者が中心となって開設訓練を実施し、「桐朋学園福祉避難所 開設初動カード(案)」を作成している。今後については実働訓練及び協議等を重ねて内容を更新していく。

【施策の方向】

1 指定避難所等の確保

- ①災害時に住居を失った市民等を対象に指定避難所及び避難所候補施設、あるいは福祉避難所を確保する。
- ②災害時に指定避難所等が不足する場合は、その他の公共施設を活用するとともに関係機関や民間施設の利用、テント等野外受入施設の確保等を図る。
- ③市は、災害時に想定される避難者数、女性への配慮、しょうがいしゃ等を考慮して災害用非常物資等の備蓄を推進する。

2 指定避難所の運営

- ①指定避難所では、避難所運営委員会を中心に学校及び市等と協力して「避難所運営マニュアル」に基づく運営を図る。また、より円滑な開設運営を行うことができるように「避難所運営マニュアル」の修正を検討するほか、開設初動に特化した手順書等を作成する。
- ②運営に当たっては男女のニーズの違い、要配慮者への配慮、発熱者等への対応、避難者プライバシーの確保、トイレの環境、自家用車による避難所への避難の原則禁止等といった点について留意する。
- ③ペットの対応

■ペットとは

人に飼育されている犬・猫等の小動物をいい、「動物の愛護及び管理に関する法律」第26条第1項に定める特定動物は除く。

平時から都、都獣医師会、関係機関等と連携し、飼育動物の同行避難体制を整備するとともに、動物救護活動への協力体制を整備する。

3 要配慮者等の安全・安心を確保する指定避難所の整備

- ①指定避難所では、避難所運営マニュアルに基づく避難所運営訓練を継続して実施し、要配慮者の避難所支援に係るノウハウを習得・共有する。
- ②指定避難所における要配慮者専用居室の設置、洋式トイレやマット等の確保、女性、妊産婦、子育て家庭等に必要な施設・設備の整備に努める。
- ③災害時における福祉関連ボランティアの派遣等について、市社協等と検討し訓練等を通じて検証する。

4 避難所候補施設の運営

- ①避難所候補施設は、指定避難所の補完施設として高齢者等の要配慮者や避難所に入れない避難者が利用する施設として位置付けている。
- ②新耐震基準に適合している施設について、高齢者やしょうがいしゃ等指定避難所への避難が困難な被災者を対象として、地域の自主運営による一時避難所としての利用を検討する。

5 福祉避難所の確保・運営

- ①公共施設及び民間施設の管理者等と協力して、災害時の福祉避難所を確保する。
- ②福祉避難所は、現在、高齢者施設やしょうがいしゃ施設等と緊急時一時受入れに関する協定を締結しているが、利用者の要望が多い東京都多摩障害者スポーツセンターとの協定についても引き続き要請していく。
- ③福祉避難所の協定内容の具体化を図るため、開設手順や運営等についての協議を継続し、現実的な福祉避難所の開設・運営マニュアルを作成する。

6 指定緊急避難場所の運用方法の検討

現在指定している指定緊急避難場所の運用要領を、おおむね次の内容により定めるよう管理者等と検討する。

- ア 指定緊急避難場所の規模及び周辺の状況を勘案し、運用に要する職員を適切に配置する。
- イ 情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行う。
- ウ 傷病者に対し必要な応急処置を行うため、災害時医療救護活動マニュアルの実効性を訓練等により検証する。
- エ 指定緊急避難場所の衛生保全に努める。
- オ 避難期間に応じて、水、食料及び救急物資の手配を行うとともに、その配給方法等を定め、平等かつ能率的な配給を実施する。
- カ 避難解除となった場合の避難者の帰宅行動又は避難所への移動を安全かつ円滑に誘導する。
- キ 災害時に必要な設備、物資等の確保を図る。

7 一時集合場所機能の確保

地域における防災活動拠点として既存の一時集合場所や公園等の公共施設を活用する。市は、地域において一時集合場所や公園等が災害時に有効に活用できるよう活動方法等について支援する。

8 避難所案内板、避難誘導標識の改善

- ①指定緊急避難場所や指定避難所の案内板や誘導標識は、広く市民等への周知を図り、わかりやすい表示を行う。このため、災害時機能の掲示内容や標識の設置場所等について市民の意見を踏まえ検討し整備を図る。
- ②災害時に市民が安全に避難できるように防災マップの作成や指定避難所等の役割を表示した案内板の設置を行うとともに、しょうがいしゃや外国人等にもわかりやすい「やさしい日本語」やピクトグラム等を活用した表現にする。

- ③防災マップや指定避難所案内図等には、隣接市の指定避難所等の情報も掲載し、被災場所から最短距離にある指定避難所等の情報を示す。

9 隣接する自治体との協力

隣接する自治体（立川市、国分寺市、府中市）と避難所等の相互利用の協定に基づき、災害時における避難者の安全を図るとともに避難者の把握方法や情報連絡等について検討する。

【事業計画】

●：当該事業の取まとめ課

事業名	事業内容	令和5～6年度	令和7～9年度	所管課
指定避難所等の確保	災害時に住居を失った市民等を対象に、指定避難所、避難候補施設、福祉避難所を確保する。また、避難者数、女性、しょうがいしゃ等を考慮して災害用非常物資等の備蓄を推進する。	指定避難所等の確保 災害用非常物資等の備蓄		●防災安全課 関係課
要配慮者の安全・安心を確保する指定避難所等の整備	避難所運営訓練により要配慮者支援ノウハウの習得を図るとともに要配慮者に必要な施設・設備の整備等を図る。	要配慮者支援ノウハウ等の習得、必要な施設・設備の整備		防災安全課
避難所候補施設の運営	新耐震基準の適合施設について高齢者等を対象として地域の自主運営による一時避難所の利用を検討する。	一時避難所利用の検討 各避難所候補施設の検討		防災安全課
福祉避難所の確保・運営	要配慮者のための福祉避難所を確保するほか、具体的な運営手順等を検討する。	運営手順等の検討 協定の締結		●防災安全課 福祉総務課 しょうがいしゃ支援課 高齢者支援課
指定緊急避難場所の運用方法の検討	指定緊急避難場所の運用方法について管理者等と検討する。	災害時の運用方法の検討		防災安全課
避難所案内板、避難誘導標識の整備	避難所等の案内板や誘導標識は市民の意見を踏まえて検討し整備する。	整備方針の検討・標識の撤去 整備実施		防災安全課
隣接自治体との検討	隣接する自治体と相互利用する避難所等における避難者の把握方法や情報連絡等について検討する。	検討実施		防災安全課

第4節 備蓄について

- 災害時には、電気・水道・ガスといったライフラインが寸断されるとともに交通機能の障害により食料や生活物資等の流通が一時的に停止することが予想されている。
- 市民や事業者等は、災害に備えて一定の生活物資等を確保する必要がある。また、市は、避難直後の市民の応急生活を支えるために一定の飲料水、トイレ、生活物資等を確保することが求められている。

【現状と課題】

1 備蓄計画の策定

平成 29（2017）年度に策定した備蓄計画では、多摩直下地震を被害想定とし、避難者 25,703 人に対し 1.5 日分の備蓄確保を目標とし、備蓄物資の整備を推進し生命維持に必要不可欠なものから重点的に整備していくものとして、食料・寝具・トイレの備蓄を最優先に整備していく計画となっている。

令和 4（2022）年 5 月に東京都が発表した新想定によれば、立川断層帯地震が冬・夕方 18 時、風速 8 m/秒の条件下で発生した場合に最も多くの避難者が発生すると予想されている。

そのため、新たに立川断層帯地震を想定し、想定される避難者数 24,190 人を本計画の備蓄物資対象者として、令和 4（2022）年度に備蓄品目等を含めた見直しを行った。

2 市の備蓄について

①被災者に対する食料・水・生活必需品等については、都及び市が連携して 3 日分の備蓄（一定数の避難所外避難者分含む）を行うこととなっている。

食料や生活必需品の備蓄については、要配慮者等の多様な視点にも配慮した備蓄を整備していく必要がある。

■ 1 人 3 日分の備蓄とは？

災害時における食料等の生活物資の調達は、災害の規模に大きく左右されるが、飲料水・食料は、行政の調達や市場の流通が一定程度確保されるまで、最低 3 日間、可能な限り 1 週間を目途に各世帯が確保することが必要とされている。

②乳児用の粉ミルク（哺乳瓶含む）の備蓄は液体ミルク及び粉ミルクを備蓄しているが、保存期限が短いことから、保育園におけるローリングストックも活用していく。

③被害想定に基づく避難者に応じた備蓄数量については、十分な量が確保できていないため、災害時に必要な物資を迅速に調達するため、平常時から物資調達を担当する各部署より協定事業所等との連絡体制及び調達手順を確認し、必要に応じて協定内容の見直しを含め、運用体制の整備を行っていく必要がある。

3 飲料水の確保（備蓄品のペットボトルを除く）について

（1）施設の耐震化状況

①国立市の水道水は、国立中給水所及び谷保給水所において浄水処理された地下水に東村山浄

水場でつくられた浄水を補給し、配水管を通じて需要家に供給されている。

- ②給水所は、平成12(2000)年度に管理施設(谷保給水所は自家発電機室を含む)の耐震診断を実施し、耐震性を有していることが確認されているが、配水池については、耐震診断を順次実施している。また、配水管については、耐震継手率が39%(令和3(2021)年度末現在)となっており、被害に伴い飲料水の供給障害が生じることが予想される。

(2) 災害時の給水体制

災害時の飲料水の給水体制は、次のとおりである。

①給水所(配水池)における給水

- ア 国立中給水所、谷保給水所合わせて約4,000 m³の貯水量が確保されている。これは、市民76,000人に対して一人あたり1日3リットルとすると18日分に相当する。
- イ 飲料水の搬送にあたっては、市が保有する給水タンク及び都が保有し市が管理する給水タンク(それぞれ容量1t)をトラックに積むことにより即席の給水車として活用することができるが、災害時におけるトラック等搬送手段の確保が課題である。また、給水タンク内の洗浄方法については検討されておらず、訓練も実施していないため、今後検討が必要である。
- ウ 給水所の管理は都水道局が行っており、応急給水拠点の開設は都水道局が行うこととなっているが、給水所での給水エリアは分画化が完了し、都水道局と市との覚書により、市が応急給水拠点を開設することも可能である。

②避難所における受水槽、応急給水栓やプール等の活用

- ア 災害時に避難所となる小中学校においては受水槽やプール用水などがトイレ等の生活用水に有効である。
- イ 緊急遮断弁が既に整備されている受水槽の有効容量は150.7tである。これは、ピーク時の避難者(2万5千人)を対象に一人あたり1日3リットルを供給すると2日間程度の供給となる。

③応急給水資器材・応急給水栓による給水

配水管の被害が少ない場合、各避難所に配備されている応急給水資器材を活用し、道路上にある消火栓からの応急給水を実施する。また、平成30(2018)年度から令和元(2019)年度にかけて東京都水道局により各小中学校に応急給水栓が設置された。これにより各小中学校の敷地内での応急給水も可能となった。

④災害対策用井戸の活用

市内には「災害対策用井戸」として指定している井戸が23箇所あるが、飲料水としては安全性に欠けるという問題点がある。しかし、災害時における飲料水や生活水の需要を考慮すると、今後も災害対策用井戸を確保する必要がある。

4 トイレについて

- ①国立市では、下水道の整備が進み、水洗トイレが99%以上の世帯で普及している。しかし、災害時には下水道施設の被害や水道の供給停止により水洗トイレが使用できなくなる可能性があることから、協定事業者等より調達するなどして応急仮設トイレ等の準備を行う必要がある。
- ②災害時におけるトイレの使用方法について、特に発災初期においては携帯トイレの使用が主と

なることから、避難所運営訓練や出前講座等の様々な機会を通じて周知に努めている。

③指定避難所である各小中学校にはマンホールトイレの設置が完了している。避難所運営訓練等において使用方法の習熟に努めており、今後も継続して実施していく。

④国立市の災害対策トイレの備蓄状況は下記のとおりである。

仮設トイレ	マンホールトイレ	簡易トイレ (自動ラップ式)	携帯トイレ
12 基	118 基	3 基	41,400 個

【施策の方向】

1 備蓄に関する市、市民、事業所の基本的な考え方

①市は、市民、事業所に対しておおむね1人3日分の飲料水、食料の確保と必要な生活必需品を確保するよう周知するとともに普及活動を推進する。

②市民は、自ら災害に備えて自己や家族に対しおおむね1人3日分の飲料水、食料の確保、必要な生活必需品を備えるよう努める。

③事業所（企業・個人商店・学校等）は、その社会的責任に基づき施設利用者や従業員、周辺住民に対し十分な飲料水、食料の確保、必要な備品等を備えるよう努める。

④市は、東京都と連携し、また事業所等との流通備蓄在庫による協定を活用して避難者を対象に飲料水・食料・生活必需品を3日間分確保する。4日目以降から必要となる物資等については、国・他道府県等や物販事業者（小売事業者等）に要請し確保する。

2 備蓄計画

主な備蓄品目及び備蓄数量は下表のとおりである。

【国立市の備蓄食料】

品目	対象	算出式	目標数	現在備蓄数(R4.4.1時点)
調理不要食	3歳以上74歳以下	20,754人×1食	20,754食	24,596食
アルファ米	3歳以上74歳以下	20,754人×3食	62,262食	75,300食
おかゆ	1～2歳、75歳以上	3,298人×4食	13,192食	13,300食
粉ミルク	0～1歳	293人×27g×5.5回	43,511g	公立保育園 27,200g 市備蓄分 36,288g 計：63,488g
液体ミルク	0～1歳	293人×240ml×2回	140,640ml (586本)	190,080ml (792本)

粉ミルク (アレルギー対応型)	0～1歳	備蓄ミルクの総数量のうち3% (日本小児アレルギー学会「大規模災害対策におけるアレルギー用食品の備蓄に関する提案」による。)	2,380g	乳アレルギー対応型 1,566g 乳・卵・小麦・大豆アレルギー対応型 2,040g 計: 3,606g
飲料水	全員	24,190人×30×1.5日	108,855ℓ	4,020ℓ

【主な生活必需品（寝具・トイレ等）】

品目	対象	算出式	目標数	現在備蓄数
毛布 保温シート	全員	—	24,190枚	10,673枚 10,211個
エアーマット マット	全員	—	24,190枚	13,900枚
大人用紙おむつ	要介護3以上	375人×6枚×1.5日	3,375枚	5,340枚
子ども用紙おむつ	0～3歳	627人×6枚×1.5日分	5,643枚	11,460枚
生理用品	10歳以上55歳以下の女性のうち25%	6,807人×6枚×1.5日分×25%	15,315枚	52,632枚
使い捨て哺乳瓶	0～1歳	293人×7.5回	586本	375本
マンホールトイレ	トイレ利用者 (紙おむつ非利用者)	100人につき1基	118基	118基 ▼使用可能回数 100人×6回×1.5日×118基= 106,200回
仮設トイレ (ベンクイック)	トイレ利用者 (紙おむつ非利用者)	市役所と各指定避難所計11校に1基ずつ	12基	12基 ▼使用可能回数 8,000回×12基= 96,000回
簡易トイレ (ラップポン)	トイレ利用者 (紙おむつ非利用者)	—	3基	3基 ▼使用可能回数 50回×3基+ 4,050回(150回分 が27箱=4,200 回)
携帯トイレ (スケットイレ)	トイレ利用者 (紙おむつ非利用者)	携帯トイレ利用者 23,188人×6回×1.5日分の数値より、マンホールトイレ、仮設トイレ、ラップポンが使用できる回数分を除いた数。	2,292個	41,400個
トイレトーパー	全員	24,190人×(80cm×6回)×1.5日分	3,871巻	1,500巻

【感染症対策用品】

品目	対象	算出式	目標数	現在備蓄数
非接触型温度計	指定避難所利用者	1か所につき4個	44個	55個
簡易型避難用テント(2人用)	発熱等で専用居室の確保が必要となる避難者	1か所につき20基	220基	220基
簡易型避難用テント(車いす用)	車いすを利用しており、かつ発熱等で専用居室の確保が必要となる避難者	1か所につき7基	77基	77基
マスク	全員	24,190人×1/2×1日分	12,095枚	25,500枚
ウェットティッシュ(10枚入)	指定避難所利用者	1箇所につき500個	5,500個	5,500個
ゴーグル	避難所運営スタッフ	1箇所につき50個	550個	550個
フェイスシールド	避難所運営スタッフ	1箇所につき50個	550個	550個
長袖ガウン(アイソレーションガウン)	避難所運営スタッフ	1箇所につき50個	550着	550着
防護服	避難所運営スタッフ	1か所につき4着	44着	5,500着
シューズカバー	避難所運営スタッフ	1か所につき250足	2,750個	2,750個
手指消毒用アルコール	指定避難所利用者	1か所につき50	550	4830
プラスチック手袋	避難所運営スタッフ	避難所全体で10,000枚	10,000枚	10,000枚
ペーパータオル	指定避難所利用者	避難所全体で900袋	900袋	900袋
感染症廃棄物用ごみ袋	発熱等のある避難者	避難所全体で3,600枚	3,600枚	3,600枚

■目標値算出に用いた人口割合

年齢区分	割合(%)	想定避難数 (24,190人)に置換
4歳以上～74歳以下	85.03%	20,568人
75歳以上	12.38%	2,995人
0歳	0.57%	138人
1歳	0.64%	155人
2歳	0.61%	148人
3歳	0.77%	186人
10歳以上55歳以下の女性	28.14%	6,807人
要介護3以上 (令和3年12月末時点)	1.55%	375人

2 飲料水の供給体制の構築

- ①飲料水は、被災直後から避難所、医療機関、福祉施設等において必要になることが予想される。このため、市民・事業所は自ら飲料水の備蓄を図り、避難所においては受水槽への緊急遮断弁からの給水や応急給水資器材を使用した消火栓からの給水ができるよう訓練を実施するなど適切な調達・供給体制を構築する。

■被災直後における飲料水の確保方法

対象施設等	確保方法
医療機関・福祉施設	①各事業所における確保 ・飲料水の備蓄、施設受水槽等の活用 ②給水所給水拠点における応急給水
避難所	①受水槽の活用 ②プール水のろ過（ろ過器の配置が課題） ③備蓄飲料水（ペットボトル） ④応急給水栓、消火栓からの応急給水
市民・事業所	①自宅・事業所で飲料水を備蓄 ②給水所給水拠点における応急給水 ③避難所等において飲料水の確保（容器は各自で用意）

- ②学校以外の公共施設について災害時の飲料水を確保するために各受水槽の緊急遮断弁の設置を図る。
- ③国立中給水所の配水池の耐震化を早急に実施するよう東京都に要請する。
- ④都や独立行政法人都市再生機構、マンション管理組合等が管理する集合住宅や私立学校等が設置する受水槽の遮断弁設置や耐震化を働きかける。
- ⑤災害対策用井戸を今後も確保し、災害時には生活用水として活用するとともに、飲料用水として使用する場合は、水質検査を実施のうえ活用する。
- ⑥市内給水拠点及び災害時における給水活動について広報し、防災意識の向上を図る。

3 食料・日用品等の調達

- ①市は、避難者を対象として、震災後1.5日間を目途とした食料の備蓄を推進する。
- ②食料・日用品等の調達に関して、事業所等との流通在庫備蓄の協定の締結を引き続き推進するとともに、発災後の調達を迅速に行えるよう体制の整備を行う。
- ③災害時には、給食センターの設備を活用して炊き出しを行う。
- ④福祉施設や保育園等の給食施設は、災害時の炊き出し等に活用する視点から施設・設備耐震化状況、燃料や食材の調達方法、人員の配置等について調査し検討する。
- ⑤移動式ガス供給設備の緊急調達などをあらかじめ検討する。

4 備蓄スペースの確保

- ①教育部及び学校と協力し、避難所となる小中学校での備蓄スペース拡大に努める。

- ②市有施設のうち、一定量の備蓄を行うことができるスペースがあるかについて調査を行い、備蓄物資の搬入搬出の可否を確認した上、備蓄倉庫として活用する。
- ③市有施設の新設、建替等にあわせ備蓄スペースの確保を検討する。
- ④上記によっても備蓄スペースが不足する場合は、市内倉庫業者との契約、市の保有する土地利用において備蓄倉庫の建設等を検討する。

5 家庭・事業所、避難所、地域における災害用トイレの整備

- ①市は、下水道の耐震化を推進するとともに避難所、公園等の公共施設における災害用トイレ（仮設トイレ、マンホールトイレなど）を確保するとともに、下水道が使用できない場合に備えて携帯トイレの備蓄を推進する。また、事業所、各家庭における災害用トイレ（携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ等）を確保するよう啓発する。
- ②避難所では、高齢者やしょうがいしゃでも使用できるマンホールトイレの整備を図るとともに、プール用水、雨水の備蓄、河川水などを活用し希积水の確保を図る。
- ③在宅避難者などを対象として、一定規模以上の公園では、マンホールトイレや雨水等を活用した希积水の確保を図り、防災機能を備えた公園の整備を検討する。
- ④災害時のトイレに必要な用水を確保するため、給水ポンプの準備や運搬方法の対策を講じる。また、夜間の照明、清掃方法等、実際に使う立場に立ち、具体的な対策を講じる。

【事業計画】

●：当該事業の取まとめ課

事業名	事業内容	令和5～6年度	令和7～9年度	所管課
市民・事業所等の意識啓発	各家庭、事業所等における飲料水、食料、災害用トイレ等の備蓄について啓発を図る。	市報、市ホームページ、講習会等による意識啓発		●防災安全課 市長室
備蓄計画の推進	備蓄計画に定める目標値に向けた備蓄数量を確保する。	備蓄の増加		防災安全課
		災害時協力協定の締結及び運用体制の整備		
飲料水等の確保	避難所等を対象として避難者向け飲料水を確保する。	応急給水資器材の活用訓練の実施		防災安全課
		災害時における応急給水体制の周知		
備蓄倉庫・備蓄スペースの確保	備蓄計画に基づき、増加する備蓄の保管スペースを確保する。	備蓄倉庫の新設等の検討・備蓄スペースの確保		防災安全課
		災害時応援協定の締結及び運用体制の整備		

第5節 ごみ・がれき処理、し尿処理

- 災害時には、各地で大量のごみやがれきが発生し施設の処理能力に限界を生じるとともに、道路被害や交通渋滞に伴い処理スピードにも著しく影響を及ぼすことが予想される。
- 東京都の被害想定によると、立川断層帯地震（冬・夕方18時、風速8m/秒を条件とする。）の発生に伴い25万トンの災害廃棄物が発生することが予想され、これは国立市が年間収集しているごみ量（令和元（2019）年度の総ごみ量20,782トン）の約12年分に当たる。
- 震災時にも市民生活をできるだけ維持するために災害廃棄物の処理体制を確立する必要がある。

■災害廃棄物とは

災害時に住民が自宅内にある被災した物を片付ける際に排出される片付けごみと、損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）等に伴い排出される廃棄物をいう。

【現状と課題】

1 ごみ・がれき処理

- ①令和3（2021）年2月に「国立市災害廃棄物処理計画」を策定し、大規模災害の発生時に廃棄物を適正かつ円滑に処理していくために発災時における庁内関係部署間の円滑な業務連携、他自治体との広域的な処理、国・都の支援、民間事業者の活用等の平時の備え及び災害時に発生する廃棄物の処理における基本的な事項を定めた。
- ②本市のごみ処理は、多摩川衛生組合の清掃工場と環境センターによって行われている。どちらの施設も現行法に基づく耐震性能は確保されている。
- ③日常のごみの収集作業は、民間委託及び許可業者が実施しており、可燃ごみは、多摩川衛生組合の清掃工場で中間処理され、日の出町の広域処理場で最終処理されている。また、不燃物や資源物・粗大ごみについては環境センターにおいて中間処理されている。
なお、市ではごみの減量化を推進する観点から生ごみ堆肥化容器の普及を図っている。
- ④大規模な自然災害や事故などの際には、がれきを含めた大量の廃棄物が排出されることが予想される。このため、災害時においても衛生的な環境を確保し、応急復旧活動時における障害物除去を迅速に実施するため、速やかな運搬処理体制を整える必要がある。

2 し尿処理

- ①本市では、公共下水道が100%普及しており北多摩二号水再生センター及び立川市錦町下水処理場において処理されている。しかし、一部の世帯では汲み取りや浄化槽による処理を行っている。
- ②北多摩二号水再生センターでは、震災時においても必ず確保すべき機能を担う施設の耐震化を進めている。
- ③下水道施設の地震対策として、平成20（2008）年度に「国立市下水道総合地震対策計画」を策定し、平成30（2018）年度に策定した第3期計画に基づき、下水道施設の耐震化、災害用マンホールトイレの設置を令和2（2020）年度に完了している。

- ④国立市南部中継ポンプ場は、令和元年度に策定した「国立市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、長寿命化を進めている。また、「国立市下水道総合地震対策計画（第2期）」により実施した耐震補強工事を平成27（2015）年度に完了している。

【施策の方向】

1 災害時におけるごみ・がれき処理体制の整備

- ①立川断層帯地震で発生する災害廃棄物が25万トンにのぼると想定されていることを踏まえ、速やかにがれきや家庭からの片付けごみ等を一時保管・分別することができる仮置場等を被災地域に近接した場所に設置するとともに収集運搬体制を整える。
- ②がれきは、原則所有者が撤去・解体を行うものとするが、道路障害となっている損壊家屋等は道路管理者が行う等、処理の効率性等を考慮して、公費解体を検討する。
- ③災害時には、がれきの仮置場等をはじめ、避難場所、ヘリコプター臨時離着陸場、ライフラインの復旧拠点など、防災活動を迅速に推進するためオープンスペースが必要とされる。このため、平常時から公園、グラウンド、農地等、市内オープンスペースの実態を把握し、災害時の一時利用について検討し必要に応じて協定等を締結する。
- ④仮置場等の候補地の選定、道路障害となっているがれきを速やかに撤去・搬出するための応急集積場所の設置、仮置場の消毒作業等衛生管理方法、がれきの撤去と再利用ルートの確保等を「国立市災害廃棄物処理計画」に基づき行うこととする。また、家庭ごみや避難所ごみ等の処理についても同様に当該計画に基づき行うこととする。
- ⑤仮置場等で破碎処理等の中間処理を行い、廃木材、コンクリートがら、金属くず等を分別して再利用する。

2 災害時におけるし尿処理体制の整備

「国立市下水道総合地震対策計画（第3期）」に基づき、災害時マンホールトイレの整備を実施し、令和2（2020）年度に完了した。

3 広域連携体制の整備

災害時における清掃工場や污水处理施設等の機能障害等を考慮して、広域的な処理システムを構築する。

- 1) ごみ処理 →災害時は、「国立市災害廃棄物処理計画」に基づき、収集運搬体制、受入体制、仮置場等を確保するため周辺地域及び東京都との連携、連絡調整等を図る。
- 2) し尿処理 →東京都下水道局との覚書により水再生センターし尿搬入が可能となっており、その運用について訓練を実施する。

【事業計画】

●：当該事業の取まとめ課

事業名	事業内容	令和5～6年度	令和7～9年度	所管課
防災対策用 地の確保	公園、グラウンド、農地等のオープンスペースを把握し、災害時の活用方法を検討する。	第3章第2節「オープンスペース、 緑地の確保」による		●防災安全課 環境政策課 南部地域まちづくり課 都市計画課
国立市災害 廃棄物処理 計画に基づ いた対応	廃棄物の適正かつ円滑な処理、発災時における庁内関係部署間の円滑な業務連携、他自治体との広域的な処理、国・都の支援、民間事業者の活用等の平時の備え及び災害時に発生する廃棄物の処理を実施する。	計画の適切な運用 →		●ごみ減量課 防災安全課
国立市下水 道地震対策 整備計画の 事業実施	国立市下水道業務継続計画に基づき、施設の震災時における機能確保を行う。	事業実施 →		●下水道課

第6節 帰宅困難者への対応

- 大地震の発生時には、交通機関の運行停止等に伴い滞留者や帰宅困難者が多数発生することが予想される。
- 市内で発生した滞留者に対し、被災情報等の伝達、一時滞在施設の周知、徒歩帰宅者への支援等を実施し、滞留者等の安全・安心を確保する。

■滞留者とは

地震発生時に通勤、通学、私事等により市外から国立市を訪問している者。

■帰宅困難者とは

滞留者のうち、徒歩により帰宅できない者。東京都被害想定では、自宅まで10 km以内の者は全員が帰宅できるものとし、1 km増すごとに帰宅可能者が10%ずつ低減し、20 km以遠の者は帰宅困難としている。

【現状と課題】

1 帰宅困難者の推計

- ①東日本大震災では、市内で約200人の帰宅困難者が発生し、国立第八小学校、公民館、市役所等で一晩を過ごした。
- ②東京都の新被害想定によれば、立川断層帯地震や多摩東部直下地震の発生に伴い、1万人前後の帰宅困難者が発生することが想定されている。

2 帰宅困難者対策の現状と課題

- ①市では、「帰宅困難者支援計画」（平成24（2012）年）を作成し、帰宅困難者へ対する市の支援内容や一時滞在施設等について定めた。
- ②市は、平成25（2013）年に一橋大学、桐朋学園と帰宅困難者の支援に関する協定を締結した。
- ③今後は、帰宅困難者支援に関する情報の提供、一時滞在施設の運営方法の検討、帰宅困難者支援訓練等を実施する必要がある。

【施策の方向】

1 通勤・通学者、駅等利用者の安全確保

市、JR東日本、学校、事業所等は、大地震時に各管理施設において直接的な被害から通勤・通学者、利用者等の安全確保を図るとともに混乱防止対策を講じる。

2 従業員等の安全確保

東京都帰宅困難者対策条例により、各事業所は、大地震時等に従業員が一斉に帰宅することの抑制に努めるとともに、3日間程度の滞在を可能とするよう食料・飲料水・毛布等の必需品の備蓄に努める。

3 児童・生徒等の安全確保

- ①学校管理者等は、災害時に児童・生徒等の安全を確保し施設内で一時待機できるよう飲料水・食料・毛布等の備蓄物資を整備する。
- ②市立小中学校では、「国立市立小・中学校における地震発生時の基本対応手順」による対応策を整備する。
- ③学童保育所、児童館では、災害時の対応マニュアルを作成する。

4 帰宅困難者への情報提供

- ①JR 東日本等の交通機関は、被災直後から施設・設備の被害状況や復旧状況、復旧見込み時期等について迅速に把握し利用者へ広報する。
- ②市は、市ホームページ、くにたちメール配信、国立市公式 SNS 等により地域の被災状況や交通機関等の復旧情報を収集し伝達する。

5 一時滞在施設の確保

市は、帰宅困難者が帰宅可能になるまで一時的に受入れる施設として一時滞在施設を確保する。
(第3部第14章参照)

6 徒歩帰宅者支援のための体制整備

市内のコンビニエンスストア及びガソリンスタンド等の災害時帰宅支援ステーションでは、九都県市との「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」に基づき、水道水やトイレの提供、災害情報の提供、休憩場所の提供等を行う。

【事業計画】

●：当該事業の取まとめ課

事業名	事業内容	令和5~6年度	令和7~9年度	所管課
従業員等の安全確保協力要請	事業所に対して、3日間程度の必需品の備蓄に努めるよう要請する。	事業所における帰宅困難者対策の推進		●まちの振興課 防災安全課
児童・生徒等の安全確保	市立小・中学校等における安全確保対策を推進する。	「国立市立小・中学校における地震発生時の基本対応手順」による対策整備		●教育指導支援課 ●児童青少年課 防災安全課
		市立小中学校等における備蓄物資の整備		
		学童保育所、児童館における対応マニュアルの作成		
一時滞在施設の確保	大地震等による帰宅困難者の一時滞在施設を確保する。	引き続き一時滞在施設の確保を図る		防災安全課

第7節 防災意識の向上

- 日常から行政をはじめ市民や事業所などが防災意識を高め、防災訓練等において検証することにより災害を未然に防止し、発災時においても被害の軽減につなげることができる。
- 行政職員や市民、事業所等において防災知識を習得し、それぞれの組織や地域において普及を図ることにより、災害に強い国立市を構築することが求められている。

【現状と課題】

1 市職員等

- ①年間防災訓練計画を作成し、応急復旧業務担当部署の職員に対して防災技術を習得するための各種訓練を行っている。被災者生活再建支援や災害時医療、避難所運営など各種テーマを定め、より具体的な訓練を実施してきている。全庁的な職員の防災意識の向上を図るため、総合防災計画や事業継続計画等の周知徹底や部署間の連携を伴う訓練等を検討していく必要がある。
- ②市では、立川消防署と連携して毎年普通救命講習を実施しており、継続して職員が受講することにより応急手当の技術向上を図っている。
- ③災害時に各職員が自発的に災害対応を行うことができるよう研修するとともに、参集人員のばらつきを想定したうえで、初動対応を定める必要がある。

2 市民、事業所等

- ①市では、市民や事業所等の意識啓発を行うために地域防災訓練、自主防災組織の訓練等を実施している。また、各学校における避難所運営委員会を中心に避難所運営訓練を実施している。
- ②市では、市報や市ホームページでの防災情報の提供、自治会・自主防災組織、事業所等の要請により出前講座等を実施している。
- ③市では、平成21(2009)年度に冊子「くにたちの災害対策」を作成し、平成30(2018)年度に更新を行い、市民へ全戸配布することにより防災意識の向上を図った。

3 学校、保育園等の職員

- ①学校、幼稚園、保育園の職員の防災意識を向上し、日常から児童・生徒、幼児の安全を確保することが重要である。
- ②市立小中学校や保育所では、定期的に避難訓練や防災訓練、引き取り訓練を行っており、一部の学校では、防災学習や体験活動等の取り組みも行われている。平成26(2014)年度に国立第四小学校にて地域住民と学校との合同防災訓練が実施されて以降、国立第二小学校、国立第六小学校、国立第七小学校においても合同で訓練が実施されている。

【施策の方向】

1 市職員等の意識向上

- ①全職員を対象として総合防災計画及び事業継続計画の内容を習得するための研修を実施する。
- ②年間訓練計画を作成し、より多くの部署の職員に訓練を受ける機会を提供する。また、訓練に際してはその目的を訓練参加者へ周知するよう努める。
- ③図上訓練により、各職員が災害対応業務として何を行うべきか考える機会を増やす。
- ④災害対応の知識や技術を習得できるよう同一の訓練でも継続して実施する。
- ⑤参集訓練等を実施する際に、時間外における発災に対する自動参集や安否報告等を行うよう周知徹底する。
- ⑥毎年実施する総合防災訓練の評価を行い、その結果を次年度の訓練内容に反映する。また、訓練では地域との連携を図るとともに、関係機関との連携を強化する。
- ⑦議会事務局は、日常から議員の防災意識の向上を図る。

2 市民や事業所等における防災意識の向上

- ①市民や事業所等は、自分の命は自分で守るよう普段から防災意識を高め、必要な備えを自ら実践する。
- ②総合防災訓練に多くの市民や事業所等が参加するよう、訓練内容の見直しをはじめ広報のあり方等を検討し実施する。
- ③市民や事業所等が主体となる地域防災訓練や自主防災組織訓練では、発災時に迅速な対応を行うことができるよう実践型訓練を強化する。
- ④地震に関する啓発標語による広報に努める。
- ⑤マンション管理組合等の共同住宅の管理者は、居住者の防災意識の向上を図るため、防災訓練や自主防災組織の結成等を市と協力しながら推進する。
- ⑥市民や事業所等の防災意識を啓発するために予防対策や応急対策に係る総合的な研修会等を実施する。また、市民や事業所等が習得した防災知識を地域に還元普及し地域全体の防災意識を向上する仕組みを検討する。
- ⑦市民の防災意識及び知識の向上のため、「くにたちの災害対策」の内容を点検し、必要な修正を加えて啓発用の冊子を作成し、配布することを検討する。
- ⑧くにたちメール配信や国立市公式 SNS を活用して防災に関する情報を日常的に配信するなど、市民がいつでも防災に触れる環境づくりを検討する。

3 学校、保育園等職員の防災意識の向上

- ①学校、幼稚園、認定こども園、保育園等、児童館、学童保育所等は、救命講習や防災訓練、防災体験施設を活用した体験学習を実施し、自主防災組織や地域防災力の中核である消防団との交流を図り、職員の意識を向上するとともに生徒、児童、幼児の防災意識を育成する。
- ②市は、学校、幼稚園、保育所、児童館、学童保育所等の職員の防災意識を啓発するため、関連機関と連携してパンフレットや防災読本等を作成し、普及を図る。
- ③学校、幼稚園、保育園、児童館、学童保育所等では、防災訓練とともに防災体験施設を活用した体験学習や施設周辺の安全点検など多様な取り組みを実施し、子どもたちから防災意識を育成する。

④指定管理者が管理し AED を設置している施設の職員は、原則として救命講習を受講するよう委託条件等を検討する。

【事業計画】

●：当該事業の取まとめ課

事業名	事業内容	令和 5～6 年度	令和 7～9 年度	所管課
職員の意識向上	日常から職員の防災意識を向上し災害時に備え、実践的訓練を実施する。また、職員向け危機管理研修プログラムを作成し、計画的に研修する。	危機管理研修プログラムの検討 → 訓練計画の作成及びその実施	研修の実施 →	●職員課 防災安全課
市民・事業所等の意識向上	日常から市民・事業所等の防災意識の向上を図るため、訓練の実施や意識啓発活動を実施する。	初動対応に特化した訓練の支援 → 防災意識向上のための環境づくりの検討 → 「くにたちの災害対策」の見直し →		まちの振興課 ●防災安全課
学校、保育園等の職員の意識向上	日常から学校・保育所職員の防災意識の向上を図るため、防災意識啓発活動を実施する。	定期的な防災訓練の実施 → 防災読本、パンフレット等による意識の啓発 →		●防災安全課 教育指導支援課 保育幼児教育推進課